

■実施方針に関する質問

NO	タイトル	該当箇所							質問	回答
		頁	第●	●	(●)	カナ	(カナ)	英小		
1	上限価格の公示								上限価格の公示はございますでしょうか。もし、公示なさる場合はスケジュールも合わせてご教示願います。	募集要項等の公表時に示す予定です。
2	自由提案施設	1	第1	1	(4)	ア	(ア)	d	自由提案施設の内容について、入札前に競争的対話等で、本事業における適・不適に関する貴市のご意見を賜る機会を設けて頂けないでしょうか？	募集の公告後に自由提案施設の提案内容に関する可否判断の機会を設けることとします。手続きの詳細は募集要項において示します。
3	事業の種類	2	第1	1	(4)	イ			民間事業者について、駐車場と提案施設を実施する事業者が別々の事業者となることは可能でしょうか。	市と土地賃貸借契約を締結する民間収益事業者は1者としてください。
4	事業の種類 対象となる施設	2	第1	1	(4)	イ			公共施設の中に、駐輪場が記載されていますが、中心市街地来訪者等も無料で駐輪場が利用できるという理解で良いでしょうか？それとも拠点施設利用者を対象とした駐輪場なのでしょうか？	駐輪場は、情報拠点施設及び広場・公園利用者による利用（無料）を主に想定し、駐輪場の利用可能時間も情報拠点施設の開業時間に合わせる予定です。
5	自由提案施設	2	第1	1	(4)			d	自由提案施設につきまして、第三者に業務委託し運営することは可能でしょうか。また何らかの事情により、運営の中止あるいは撤退となった時、SPCにはペナルティが予定されているのでしょうか。	前段については、自由提案施設の実施条件に関する詳細を、募集要項等の公表時に示します。後段については、事業期間中における自由提案施設の終了に伴う違約金の徴収等ペナルティの付与は予定していませんが、事業が安定的に継続されるよう努力願います。
6	事業方式	3	第1	1	(6)	ア			事業方式はBTO方式とのことですが、貴市が本施設に関して加入を予定している保険または共済がありましたら、その保険内容（保険種目、保険金額、てん補責任の範囲、免責等）を入札公告時にご教示ください。	加入予定の保険は未定です。
7	借地料	3	第1	1	(6)	イ			事業目的である中心市街地のにぎわいの創出や活性化を持続する上で、民間収益事業には事業の安定性や柔軟性が求められます。高い借地料により事業の安定性や柔軟性が損われることが懸念されます。借地料は市との協議により設定することとし、提案時の評価対象とはされないことを希望します。	借地料は評価対象の一部とする予定です。借地料の基準単価及び借地料の評価方法の詳細は、募集要項等の公表時に示します。

■実施方針に関する質問

NO	タイトル	該当箇所							質問	回答
		頁	第●	●	(●)	カ	(カ)	英小		
8	事業スケジュール	3	第1	1	(7)	ア	(ア)		1/9開催の説明会において、計画地北側道路整備は平成26年度着手予定との説明があったが、平成26年3月の事業契約の締結時点で、土地賃貸借契約を締結し、施設整備に着手可能と理解して宜しいでしょうか。	本施設整備の着手可能時期は、平成26年度末を予定しています。土地賃貸借契約は、民間施設着工時に締結します。
9	事業スケジュール	3	第1	1	(7)	ア	(ア)		1/9開催の説明会において、計画地東側道路整備は平成25年度着手予定、同北側道路整備は平成26年度着手予定との説明があったが、完成予定は、それぞれいつ頃なのかご提示ください。	周辺の道路整備は、本事業と別に土地区画整理事業で行いますが、本施設計画地に接続する道路部分の完成時期としては、北側の（都）安城幸田線は平成26年度、東側の（都）南明1号線は平成25年度を予定しています。ただし、歩道部分の表層等仕上げ工事につきましては、本施設工事車の搬入等を考慮し、開業までの間に整備します。
10	事業スケジュール	3	第1	1	(7)	ア	(ア)		1月9日の説明会の際に説明資料として提示された、南明治地区土地区画整理事業の整備スケジュール（土地区画整理事業の計画道路の整備予定等）の計画図面を公示してください。	募集要項等の公表時に示します。
11	事業スケジュール	3	第1	1	(7)	ア	(カ)		施設の維持管理等の期間が平成29年6月からとなっております一方で、情報拠点施設の整備・引渡しが平成28年12月下旬までとなっております。平成29年1月から5月までの維持管理に要する費用は、開業準備費として維持管理の対価とは別枠で支払われるのでしょうか。	業務要求水準書(案)p.58の「2 (1) 供用開始日」に記載のとおり、維持管理業務の開始時期は平成29年1月からとなります。サービス購入料の支払方法等の詳細は、募集要項等の公表時に示します。
12	事業スケジュール	3	第1	1	(7)	ア	(カ)		施設の維持管理等の開始時期が平成29年6月からありますが、平成29年1月～5月までの情報拠点施設の開業準備期間中の施設の維持管理業務も実施するとの理解で宜しいでしょうか。	No.11の回答を参照してください。

■実施方針に関する質問

NO	タイトル	該当箇所							質問	回答
		頁	第●	●	(●)	カ	(カ)	英小		
13	事業スケジュール	3	第1	1	(3)	ア	(カ)		施設の維持管理開始が、平成29年6月1日予定、情報拠点の引渡しが平成28年12月下旬となっています、引渡から維持管理運営開始までの5ヶ月間の準備期間の維持管理費用の対価は支払われるものとの理解でよろしいでしょうか。また、事業者によどのような形で（初回の維持管理費に加算、あるいは、事業期間中に平準化して支払う等）支払われるのかご教示ください。	No.11の回答を参照してください。
14	事業スケジュール	3・4	第1	1	(7)	アイ	(カ)		PFI事業における運営開始（開業）は平成29年6月という理解でお間違いないでしょうか。また、同様に、民間収益事業の運営開始（開業）は、PFI事業と同時期という理解でよろしかったでしょうか。もしくは、選定事業者の提案によるものでしょうか。	本施設の供用開始時期は平成29年6月を予定しています。民間施設の供用開始日については、業務要求水準書(案)p.73に記載のとおり、本施設の供用開始予定日と同一とすることを基本としますが、選定事業者の提案により、これより早期に供用開始することができます。最終的な供用開始日は、市と選定事業者との間で協議の上、定める予定です。
15	P F I 事業	3	第1	1	(7)	ア			工期短縮による引渡時期の前倒しは、評価の対象になりますでしょうか？	事業者選定基準の詳細は、募集要項等の公表時に示しますが、適切な工程計画が必要と考えています。
16	P F I 事業	3	第1	1	(7)	ア	(カ)		施設の維持管理等の開始は、業務要求水準書（案）P58の記載の通り、平成29年1月（予定）からと理解してよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
17	民間収益事業	4	第1	1	(7)	イ			民間収益事業の事業期間は、平成44年5月まで（15年程度）と平成49年5月まで（20年程度）の二者択一であり、その間の期間（例えば、平成47年12月まで/18.5年程度等）は認められない、という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。民間収益事業の事業期間は、平成44年5月まで、又は、平成49年5月までのいずれかとしてください。

## ■実施方針に関する質問

NO	タイトル	該当箇所							質問	回答
		頁	第●	●	(●)	カ	(カナ)	英小		
18	民間収益事業	4	第1	1	(7)	イ			土地賃貸借契約の締結時期は15年程度又は20年程度とありますが、①どちらか一方を事業者が提案するという事で良いのでしょうか。②それ以上の期間を提案することは出来ないのでしょうか？	①については、ご理解のとおりです。 ②については、民間収益事業の事業期間は、平成44年5月まで、又は、平成49年5月までのいずれかとしてください。
19	民間収益事業	4	第1	1	(7)	イ			民間収益事業の事業期間は、15年程度又は20年程度のいずれかの期間とありますが、平成44年5月（15年程度）、平成49年5月（20年程度）のどちらかを選択すると理解でよろしいでしょうか。たとえばその中間期間を提案することは可能でしょうか。	No.17の回答を参照してください。
20	民間収益事業の事業期間	4	第1	1	(7)	イ			民間収益事業の事業期間は、15年程度または20年程度のいずれかの期間を選択するようになっておりますが、事業期間は長いほうが評価されますでしょうか。	民間収益事業は、本事業のコンセプトの実現性や継続性に適う提案かどうかについて、施設計画、運営計画、事業期間等を総合的に評価する予定です。事業者選定基準の詳細は、募集要項等の公表時に示します。
21	民間収益事業	4	第1	1	(7)	イ			民間収益事業の事業期間について、契約更新を前提とした提案は失格になるのでしょうか？また、例えば30年間の事業計画を提案する等、20年を超えた提案は有効でしょうか？	民間収益事業の事業期間は、平成44年5月まで、又は、平成49年5月までのいずれかとしてください。
22	民間収益事業	4	第1	1	(7)	イ			平成49年5月までの期間を提案した場合において、PFI事業終了後のSPCの存続は絶対条件ではないとの理解で宜しいでしょうか。	民間収益事業を平成49年5月まで実施する場合、民間収益事業の終了までPFI事業のSPCを存続させることは条件ではありません。
23	民間収益事業の事業期間	4	第1	1	(7)	イ			民間収益事業の事業期間は、平成44年5月を期限とし、建設期間を1年とする場合、16年の土地賃貸借契約となるのでしょうか。	民間施設の供用開始日を本施設と同一にする場合は、ご理解のとおりです。

## ■実施方針に関する質問

NO	タイトル	該当箇所							質問	回答
		頁	第●	●	(●)	か	(か)	英小		
24	業務範囲	4	第1	1	(8)	ア			土対法改正に伴い土壌汚染調査の義務が発注者に生じる場合があります； ①本件計画地における土壌汚染調査はどのような予定でお考えでしょうか。 ②調査結果にそって区域認定が定められ、初めて対策工事の内容が検討されますので、予め貴市にて調査を行い区域認定を受けられ、必要対策工事を要求水準書でお示し願えないでしょうか。	① 平成25年度に土壌調査を実施し、結果を平成25年8月頃に公表する予定です。 ② 対策が必要な場合は、本事業以外で行う予定であるため、業務要求水準書には必要対策工事を示しません。必要に応じて、本事業の工事着手までの間に対策をする予定ですが、対策工事との兼ね合いなどから、別途協議は必要と考えられます。
25	業務範囲	4	第1	1	(8)	ア			本件計画地では、埋蔵文化財調査は既に貴市にて終了されたのでしょうか。	本事業の敷地は、埋蔵文化財包蔵地には指定されていません。
26	業務範囲	4	第1	1	(8)	ア			埋蔵文化財調査が未了の場合、予め貴市にて当該調査を行って頂けるのでしょうか。(民間では当該調査の工程・コストリスクを負いきれません)	No.25の回答を参照してください。
27	PFI事業者が実施する業務維持管理業務	4	第1	1	(8)	ア	(I)		修繕業務とありますが、大規模修繕業務に関し、その定義と事業者が実施することになる範囲について明示して頂けないでしょうか。	規模の大小を問わず、事業期間中に必要となるすべての修繕、更新を実施してください。
28	民間収益事業者が実施する業務	4	第1	1	(8)	イ			事業終了に伴う民間施設の撤去等とありますが、事業終了時点で貴市が引き続き当該施設を利用するお考えは全くないのでしょうか？	提案施設は解体・撤去し、駐車場は市に無償譲渡することを前提としてください。
29	民間収益事業者が実施する業務	4	第1	1	(8)	イ			事業終了に伴う民間施設の撤去等とありますが、ここでいう事業とはPFI事業ではなく民間収益事業という意味で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
30	指定管理の指定	5	第1	1	(8)	ウ			別途に指定する指定管理者はいつ頃選定される予定でしょうか。	本施設の開業時まで選定等を行います。
31	市が実施する業務	5	第1	1	(8)	ウ			交流・多目的スペース及び広場・公園の運営業務を担う指定管理者はいつごろ市にて指定されるのでしょうか。	No.30の回答を参照してください。

## ■実施方針に関する質問

NO	タイトル	該当箇所							質 問	回 答
		頁	第●	●	(●)	カ	(カナ)	英小		
32	市が実施する業務	5	第1	1	(8)	ウ			「交流・多目的スペース及び広場・公園の運営業務は、市が選定事業者とは別に指定する指定管理者が、本事業とは別に行う」とありますが、選定事業者が、指定管理者へ応募および選定されることは可能という認識でよろしいでしょうか。	指定管理者の募集要件等については、今後検討する予定です。
33	市が実施する業務	5	第1	1	(8)	ウ			市が実施する業務に「図書情報館システム及び一部備品等の設置業務」とあります。  1)機器のレイアウトや建築計画を検討する上で必要となりますので、参考に市が整備する図書情報館システムの概要（予定しているシステムの内容と設置台数や大きさ等の詳細）を、募集公告時に公表してください。  2)要求水準書(P16～P34)の各諸室の要求水準の記載に、「市が整備する図書館情報システム及び一部備品等の設置業務」の内容（どこまでを市が整備するのか）や、それに伴う選定事業者の業務範囲が明確ではない部分がありますので、官民の業務範囲・費用負担が明確となるように記載の見直しをお願いします。	市が実施する「図書情報館システム及び一部備品等の設置業務」は、今後、具体的な検討を行う予定のものであり、また、別途調達される業務に関わるものであることから、募集要項等の公表時に詳細を公表することは想定していません。諸室の要求水準についても同様です。 ただし、市が実施する業務の概要や官民の業務区分の考え方について、可能な範囲において、募集要項等の公表時に概略の提示、又は、補足説明を行うことを検討します。
34	事業に係る収入等	5	第1	1	(9)	ア			開業準備期間中に行う業務に対する対価は、どのように支払われるのでしょうか。	サービス購入料の支払方法等の詳細は、募集要項等の公表時に示します。
35	設計・建設等に係る対価	5	第1	1	(9)	ア	(ア)		・・・施設の引渡し後速やかに一括してPFI事業者を支払う予定とありますが、具体的な時期をご教示願います。（例）施設引渡し後40日以内。	サービス購入料の支払方法等の詳細は、募集要項等の公表時に示します。
36	設計・建設等に係る対価	5	第1	1	(9)	ア	(ア)		「施設の引渡し後速やかに一括してPFI事業者を支払う」とありますが、施設の引渡までは、貴市からの支払は一切ないと理解してよろしいでしょうか。（出来高払いではないと理解してよろしいでしょうか？）	ご理解のとおり、現時点では一括払いを想定しています。
37	設計・建設等に係る対価	5	第1	1	(9)	ア	(ア)		SPC組成費用やSPC運営費用（弁護士費、税務・監査報酬等）は、設計・建設等に係る対価として認識されるとの理解でよろしいでしょうか。	設計・建設等に係る対価には、SPCの開業費用等を含める予定です。サービス購入料の支払方法等の詳細は、募集要項等の公表時に示します。

## ■実施方針に関する質問

NO	タイトル	該当箇所							質問	回答
		頁	第●	●	(●)	カ	(カ)	英小		
38	設計・建設等に係る対価	5	第1	1	(9)	ア	(ア)		引渡し時に一括での支払いを想定されているとありますが、建設期間中に何らかの事情により事業契約が解除された場合、その時点での出来高は買取っていただけるのでしょうか？また、事業契約書に明文化されるのでしょうか？	事業契約の解除に関わる規定は、募集要項等の公表時に示します。
39	設計・建設等に係る対価	5	第1	1	(9)	ア	(ア)		引渡し時に一括での支払いを想定されているとありますが、設計・建設期間中の出来高認定はどのような頻度・形式にて行われるのでしょうか？	現時点では一括払いを想定しています。
40	設計・建設等に係る対価	5	第1	1	(9)	ア	(ア)		引渡し時に一括での支払いを想定されているとありますが、設計期間中に何らかの事情により事業契約が解除された場合、基本設計図書、実施設計図書等それぞれの成果物が完成した時点での出来高は買取っていただけるのでしょうか？また、事業契約書に明文化されるのでしょうか？	No.38の回答を参照してください。
41	設計・建設等に係る対価	5	第1	1	(9)	ア	(ア)		竣工式典及び内覧会の費用は、貴市が負担され、設計・建設等に係る対価に見込む必要はないと理解してよろしいでしょうか？	市が竣工式典、内覧会を実施する場合は、市がその費用を負担します。
42	設計・建設等に係る対価	5	第1	1	(9)	ア	(ア)		総合連携支援業務の担当は、設計・建設期間中と完工後の維持管理・運営期間を通じて同一の担当を必要とされるのでしょうか？また当該担当は常駐することが要件となるのでしょうか？	総合連携支援業務の具体的な業務実施体制、実施方法については、選定事業者の提案によります。なお、業務従事者が常駐する必要はありません。
43	設計・建設等に係る対価	5	第1	1	(9)	ア	(ア)		施設の引渡し後速やかに一括してPFI事業者を支払う予定と明記されておりますが、事業契約上、支払日は確定されるという理解でよろしいでしょうか。	サービス購入料の支払方法等の詳細は、募集要項等の公表時に示します。
44	維持管理等に係る対価	5	第1	1	(9)	ア	(イ)		「維持管理等期間にわたりPFI事業者を支払う予定である」とありますが、均等払いではなく、提案に基づきお支払い頂けるとの理解で宜しいでしょうか。	サービス購入料の支払方法等の詳細は、募集要項等の公表時に示します。

■実施方針に関する質問

NO	タイトル	該当箇所							質問	回答
		頁	第●	●	(●)	カ+	(カ)	英小		
45	維持管理等に係る対価	5	第1	1	(9)	ア	(イ)		「維持管理等期間にわたりPFI事業者を支払う」とありますが、定額で支払われる（出来高払いではない）と理解してよろしいでしょうか？	サービス購入料の支払方法等の詳細は、募集要項等の公表時に示します。
46	維持管理等に係る対価	5	第1	1	(9)	ア	(イ)		・・・施設の引渡し後、維持管理等期間にわたりPFI事業者を支払うとありますが、支払い回数は年何回になるのかお示してください。	年4回程度を想定しています。サービス購入料の支払方法等の詳細は、募集要項等の公表時に示します。
47	PFI事業者の収入 維持管理に係る対価	5	第1	1	(9)	ア	(イ)		修繕業務や大規模修繕業務も含め、平準化してお支払されるお考えでしょうか。 年度ごとの実際の必要コストを平準化すると法人税が事業者に発生するため、VFMの最大化が図られないという危惧からの質問です。	サービス購入料の支払方法等の詳細は、募集要項等の公表時に示します。
48	維持管理に係る対価	5	第1	1	(9)	ア	(イ)		維持管理に係る対価は、維持管理期間にわたりPFI事業者を支払うとのことですが、これは、修繕費を含めて平準化での支払いになるのでしょうか。あるいは修繕費は事業者の事業期間による提案額を都度支払うことも想定されていますでしょうか。また、支払いは年度あるいは四半期等どのように支払われるのでしょうか、ご教示ください。	前段については、サービス購入料の支払方法等の詳細は、募集要項等の公表時に示します。 後段については、年4回程度を想定しています。
49	維持管理等に係る対価	5	第1	1	(9)	ア	(イ)		維持管理業務に駐輪場管理業務があり、二輪車（自動二輪者及び原動機付き自転車）の利用者については課金が必要になると思いますが、本施設の駐輪場で利用料収入を得た場合は、PFI事業者の収入との認識でよろしいでしょうか。	本施設の駐輪場は無料とします。
50	収入	5	第1	1	(9)	イ	(ア)		本施設駐車場の使用料には、施設整備に要する費用のみならず、維持管理に要する費用や光熱水費に相当する費用も含まれると理解してよろしいでしょうか。	本施設用駐車場の使用料は、本施設利用者が一定時間、無料で駐車場を使用できるようにするための費用として支払う料金と考えており、整備費、維持管理・運営費に相当する費用(定額)を支払うことを予定しています。駐車場使用料の支払方法等の詳細は、募集要項等の公表時に示します。



■実施方針に関する質問

NO	タイトル	該当箇所							質問	回答
		頁	第●	●	(●)	か	(か)	英小		
51	収入	5	第1	1	(9)	イ	(ア)		「本施設用駐車場の使用料」について、その内訳および想定している費用をご教示下さい。	No.50の回答を参照してください。
52	維持管理等に係る対価	5	第1	1	(9)	イ	(ア)		本施設用駐車場の使用料を分割して支払うとありますが、本施設用駐車場200台分に係る設計・建設費等初期コスト及び事業期間にわたる維持管理・運営費を分割して貴市が支払うと理解してよろしいでしょうか？	No.50の回答を参照してください。
53	民間収益事業者の収入及び費用負担	5	第1	1	(9)	イ	(ア)		本施設用駐車場の使用料は、貴市が支払われる上限額が今後提示されるご予定でしょうか？	募集要項等の公表時に示す予定です。
54	維持管理等に係る対価	5	第1	1	(9)	イ	(ア)		本施設用駐車場の使用料を分割して支払うとありますが、使用料は実際利用された台数・時間分の使用料なのでしょうか？それとも本施設用200台分の定額なのでしょうか？	駐車場使用料は、利用状況に関わらず、200台分に係る使用料(定額)を毎年度支払うことを予定しています。駐車場使用料の支払方法等の詳細は、募集要項等の公表時に示します。
55	維持管理等に係る対価	5	第1	1	(9)	イ	(ア)		本施設用駐車場200台について、駐車場の利用が200台を超える、あるいは減る場合のリスクはどのようにお考えでしょうか？利用が200台を超える、あるいは減る場合でも、200台分に係る使用料を貴市が支払うと理解してよろしいでしょうか？	No.54の回答を参照してください。
56	収入	5	第1	1	(9)	イ	(ア)		「本施設用駐車場の使用料」については、固定金額なのか、または利用実績により金額が決定するのか、貴市のお考えをご教示下さい。	No.54の回答を参照してください。
57	収入	5	第1	1	(9)	イ	(ア)		本施設用駐車場の使用料は、貴市から民間収益事業者に対して分割払いされるとのことですが、貴市と民間事業者間で、駐車場に関する何らかの契約を締結するということでしょうか。また、締結する場合、当該契約書案はいつ公表されるのでしょうか。	前段については、現時点では土地賃貸借契約書に規定することを想定しています。後段については、本事業で締結する契約書(案)は、募集要項等の公表時に示します。

■実施方針に関する質問

NO	タイトル	該当箇所							質問	回答
		頁	第●	●	(●)	カ	(カ)	英小		
58	収入	5	第1	1	(9)	イ	(ア)	駐車場については、本施設用駐車場の使用料を、市が民間収益事業者に対して土地賃貸借期間（建設期間中を除く。）にわたり分割して支払うことを予定しているのとありますが、当該使用料は民間収益事業者の提案との理解で宜しいでしょうか。	駐車場使用料については、市が設定する上限価格以下とすることを条件に、選定事業者の提案とする予定です。	
59	民間収益事業者の収入	5	第1	1	(9)	イ	(ア)	本施設用駐車場の使用料を、市が民間収益事業者に対して土地賃貸借期間にわたり分割して支払うことを予定している、との記載がありますが、支払額は事業者の提案によるものと考えてよろしいでしょうか。	No.58の回答を参照してください。	
60	収入	5	第1	1	(9)	イ	(ア)	駐車場については、本施設用駐車場の使用料を、市が民間収益事業者に対して土地賃貸借期間（建設期間中を除く。）にわたり分割して支払うことを予定しているのとありますが、分割支払のサイトをご教授下さい。	駐車場使用料の支払方法等の詳細は、募集要項等の公表時に示します。	
61	民間収益事業者の収入	5	第1	1	(9)	イ	(ア)	本施設用駐車場の使用料の算定方法をご提示ください。	駐車場使用料の算定方法等の詳細は、募集要項等の公表時に示します。	
62	民間収益事業者の収入及び費用負担	5	第1	1	(9)	イ	(イ)	市へ預託する保証金の額は募集要項で公表されるとの事ですが、現時点での金額をご提示ください。	借地料及び保証金の詳細は、募集要項等の公表時に示します。	
63	費用負担	5	第1	1	(9)	イ	(イ)	民間事業者は、・・・市へ保証金を預託とありますが保証金の基準額の算出方法及び性質についてご教示願います。	No.62の回答を参照してください。	
64	民間収益事業者の収入	5	第1	1	(9)	イ	(イ)	市へ預託する保証金について、現在想定されている算定方法についてご提示ください。	No.62の回答を参照してください。	

■実施方針に関する質問

NO	タイトル	該当箇所							質問	回答
		頁	第●	●	(●)	カ	(カ)	英小		
65	民間収益事業者の費用負担	5	第1	1	(9)	イ	(イ)	a	「民間収益事業者は、民間活用用地への定期借地権の設定に際し、市へ保証金を預託し、土地賃貸借契約の期間中、借地料を支払う。」とあります。  民間収益事業者の事業計画を検証した上で、参画の可否を検討する必要がありますので、保証金の預託額と借地料の設定をご提示願います。 (理由：本事業は民間収益事業者の負担が大きく、また、民間事業者の取組可否や事業計画が建築計画に大きな影響を与えます。そのため、平成25年5月上旬の募集の公告時の提示では十分な検討ができず、7月の参加表明に間に合わない可能性が高いことを懸念しています。)	No.62の回答を参照してください。
66	自由提案事業	5	第1	1	(9)	イ	(イ)	a	民間活用用地への定期借地権の設定および借地料について、設定範囲および借地料の範囲は建物の投影面積部分のみでよいのか。	民間活用用地が定期借地権の設定範囲、借地料発生の対象範囲となります。
67	事業期間終了時の措置	6	第1	2	(10)	イ	(ア)		『提案施設を解体撤去し提案用地を現状回復』・『協議により合意した場合は、新たに土地賃貸借契約を締結』とありますが、提案施設を無償で市に譲渡する等のオプション提案は求めないという理解で宜しいでしょうか。	提案施設の無償譲渡は不可とします。
68	賃貸借期間終了における民間収益事業の提案施設・駐車場	6	第1	1	(10)	イ	(ア) (イ)		賃貸借期間の終了に際して、民間収益事業の提案施設は、市と民間収益事業者の合意があれば新たに土地賃貸借契約を締結することができるかとあります。一方で、駐車場は市に譲渡することになりますと、民間収益事業者は提案施設のみを運営することになりますが、新たな土地賃貸借契約に駐車場も含めて頂くことはできませんでしょうか。	駐車場は、土地賃貸借期間終了とともに、すべてを市に無償譲渡することを前提としてください。ただし、市と民間収益事業者の協議により合意した場合は、駐車場用地についても、新たに土地賃貸借契約を締結することが可能とする予定です。詳細は、募集要項等の公表時に示します。

■実施方針に関する質問

NO	タイトル	該当箇所							質問	回答
		頁	第●	●	(●)	か	(か)	英小		
69	駐車場	6	第1	1	(10)	イ	(イ)		提案施設用地の賃貸借期間の終了に際して、市と民間収益事業者の協議により合意した場合は、新たに土地賃貸借契約を締結することができると思いますが、これに合わせて駐車場用地の土地賃貸借契約も新たに締結すること可能でしょうか。	No.68の回答を参照してください。
70	駐車場	6	第1	1	(10)	イ	(イ)		「駐車場を良好な状態で無償で市に譲渡」とありますが、譲渡する駐車場は、公共施設用として必要な駐車台数（200台）が確保されていればよいと理解してよろしいでしょうか？	公共施設用200台以上を譲渡していただきますが、駐車場の配置計画にもよると考えます。
71	駐車場	6	第1	1	(10)	イ	(イ)		「駐車場を良好な状態で無償で市に譲渡する」とありますが、譲渡するのは本施設用駐車場部分のみとの認識でよろしいでしょうか。	No.70の回答を参照してください。
72	駐車場の譲渡	6	第1	1	(10)	イ	(イ)		駐車場を無償譲渡する際は、売買か贈与等か。	通常、贈与に該当すると考えます。なお、駐車場の無償譲渡に係る会計処理等については、選定事業者の判断において処理してください。
73	駐車場	6	第1	1	(10)	イ	(イ)		仮に本施設用駐車場部分のみを無償譲渡した場合、民間施設用駐車場部分が残りますが、この場合の土地及び建物の権利形態はどのようになるのでしょうか。	No.68の回答を参照してください。
74	駐車場	6	第1	1	(10)	イ	(イ)		民間施設用駐車場が民間施設の大店立地法上の届出駐車場としたとき、仮に提案施設用地の賃貸借期間終了後、新たに土地賃貸借契約を締結する一方で、民間施設用駐車場部分を市へ無償譲渡となった場合は、民間事業者は引き続き市へ譲渡した駐車場を大店立地法上の届出駐車場とすることは可能でしょうか。	土地賃貸借につき再契約を締結する場合の民間収益事業終了後の駐車場の取扱いについては、事業終了前に市と民間収益事業者との間で協議を行うものとします。 なお、市と民間収益事業者の協議の結果、無償譲渡となった場合には、現時点では、ご質問のような対応とすることを想定しています。

■実施方針に関する質問

NO	タイトル	該当箇所							質問	回答
		頁	第●	●	(●)	カ	(カ)	英小		
75	事業期間終了時の措置 (提案施設用の駐車場の取扱い)	6	第1	1	(10)	イ	(イ)		提案施設用の駐車場を、情報拠点施設用と併せて一体的に整備することは可能との理解で宜しいでしょうか。(例えば、情報拠点施設用200台、提案施設用100台の合計300台分の駐車場を一体的に整備することを想定しています。)	ご理解のとおりです。
76	事業期間終了時の措置 (提案施設用の駐車場の取扱い)	6	第1	1	(10)	イ	(イ)		<p>【事業期間(15年または20年程度)終了時に、提案施設を終了する場合】 提案施設用の駐車場を、情報拠点施設用と併せて一体的に整備する場合、提案施設用の駐車場は、事業期間終了時、有償で買い取って頂けるとの理解で宜しいでしょうか。</p> <p>【事業期間(15年または20年程度)終了後に、新たな土地賃貸借契約を締結し、提案施設を継続して実施する場合】 提案施設用の駐車場を、情報拠点施設用と併せて一体的に整備する場合、下記①または②のうちいずれかが可能と考えて宜しいでしょうか。 ①提案施設用の駐車場部分を市に有償で買取って頂く。 ②無償譲渡と引き換えに、提案施設用の駐車場を無償で貸して頂く。</p>	No.68の回答を参照してください。
77	事業期間終了時の措置 駐車場について	6	第1	2	(10)	イ	(イ)		<p>良好な状態とありますが； ①これは計画当初の設備水準で且つ経年劣化を含めた状態という理解で宜しいでしょうか。 ②最低でも設備の更新を行うなどの必要性がある場合は、明確に要求水準書で規定して貰えないでしょうか。</p>	①については、ご理解のとおりです。 ②については、現時点で想定しているものではありませんが、情報拠点施設と同程度の対応が必要です。
78	特定事業の選定及び公表に関する事項	8	第1	2					予定価格は公表されるのでしょうか。	No.1の回答を参照してください。

■実施方針に関する質問

NO	タイトル	該当箇所							質問	回答
		頁	第●	●	(●)	か	(か)	英小		
79	選定基準と選定方法	8	第1	2					予定価格に関する記載が御座いませんが、入札公告段階では予定価格は公表される予定でしょうか。 応募費用が民間持ちとなる点、および品質面の確保の点から、是非とも公表して頂きたくお願い申し上げます。	No.1の回答を参照してください。
80	募集及び選定スケジュール	10	第2	2					募集の公告時において、PFI事業の上限値（超えると失格になる価格）及びその内訳は公表されますでしょうか？	No.1の回答を参照してください。
81	評価方法	8	第1	2	(2)				定量的もしくは定性的な評価を行う際の、評価基準・配点等は公表されるのでしょうか。	事業者選定基準の詳細は、募集要項等の公表時に示します。
82	募集及び選定スケジュール	10	第2	2					提案が要求水準を満たすものかどうか等、要求水準の解釈の確認のため、競争的対話（個別対話）の機会は設けていただけますでしょうか？	現時点では応募者との個別対話を行うことは予定していませんが、ご意見として承ります。
83	募集及び選定スケジュール （個別対話の実施）	10	第2	2					図書情報館の運営業務は市が実施する業務となっており、市の運営方針やご要望に適合した建築計画や民間収益事業等を提案とするためにも、提案までに、市と民間事業者間での個別対話を開催して頂くことは可能でしょうか。	No.82の回答を参照してください。
84	募集及び選定スケジュール	10	第2	2					提案書提出までに2回目の質疑回答を設けていただいておりますが、その質疑回答に合わせて、市と応募者との間で直接対話ができる機会を設けていただけないでしょうか。	No.82の回答を参照してください。
85	スケジュール	10	第2	2					本事業に関して、応募段階での個別対話等は予定していないということでもよろしいでしょうか。	No.82の回答を参照してください。
86	質問及び意見の回答方法	12	第2	3	(3)	Ⅰ			質問に関する回答は2月15日にホームページで公表とありますが、それ以前に順次公表頂くことは可能でしょうか。	実施方針等に関する質問への回答は、2月15日に一括して回答します。

■実施方針に関する質問

NO	タイトル	該当箇所							質問	回答
		頁	第●	●	(●)	カ	(カ)	英小		
87	回答方法	12	第2	3	(3)	エ			質疑回答の公表、非公表については応募者から質疑提出時に予め申し入れることが可能なのでしょうか。また、市にて公表が必要と判断した場合には事前に応募者に確認する機会を設けられるのでしょうか。	事前の申入れは不可とします。
88	回答方法	12	第2	3	(3)	エ			質問及び意見の内容により、貴市にて本実施方針等の内容を変更される場合は、基になった質問及び意見も明示して頂けるのでしょうか。	実施方針等の内容を変更する場合は、変更後の実施方針等のみ公表します。
89	構成員の定義	13 14	第2	4	(1)	ア	(ア) (イ)		応募者の構成等に規定されておりますa～e以外の業務をSPCから直接業務（例えば、SPC管理業務、FA業務等）を請け負い、出資を予定している場合は、「構成員」ではなく「協力企業」に該当するという理解でよろしかったでしょうか。	SPCに出資を予定し、SPCから直接業務を受託し又は請け負うことを予定している者は構成員に該当します。
90	応募者の構成等	14	第2	4	(1)	ア	(ア)		設計業務、工事監理業務、建設業務、維持管理業務、民間収益事業以外に発生する業務を行う者は、SPCの構成員または協力企業として応募者の一員になれると理解してよろしいでしょうか？	設計業務、工事監理業務、建設業務、維持管理業務以外の業務をSPCから直接受託し又は請け負うことを予定している者であれば、応募者の一員として参加することは可能です。
91	応募者の構成等	13	第2	4	(1)	ア	(ア)		“本事業の応募者は、次に示す企業等で構成されるグループとする。”とありますが、a～eにて例示された業務以外の業務を行う者（例えば、SPCの事務管理業務を行う者等）が、構成員や協力企業となることは可能でしょうか。可能な場合、イにて示された「応募者の参加資格要件（共通）」を満たせば宜しいでしょうか。	前段については、No.90の回答を参照してください。 後段については、ご理解のとおりです。
92	応募者の構成等	13	第2	4	(1)	ア	(ア)	e	民間収益事業を行う者を、複数とすることは可能でしょうか（例えば、提案施設と駐車場をそれぞれ異なる企業が所有するケースや、提案施設を複数企業が所有するケース等）。	No.3の回答を参照してください。

## ■実施方針に関する質問

NO	タイトル	該当箇所							質問	回答
		頁	第●	●	(●)	カナ	(カナ)	英小		
93	民間収益事業を行う者	13	第2	4	(1)	ア	(ア)	e	民間収益事業を行う者は、駐車場部分と提案部分の民間収益施設とで、異なるもので応募する（民間収益事業を行うものが複数社で応募する）ことは可能でしょうか。	No.3の回答を参照してください。
94	民間収益事業を行う者	13	第2	4	(1)	ア	(ア)	e	民間収益事業のうち、提案部分の民間収益施設に入居を予定するテナントについては、応募時点で企業名を提示しなくてもよいという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。参加表明書提出時には、市と直接、土地賃貸借契約を締結する事業者名を示してください。
95	民間収益事業者	13	第2	4	(1)	ア	(ア)	e	「民間収益事業者と同種事業の実績」とは、事業用借地の実績でしょうか	提案する事業内容と同種の実績としてください。たとえば、民間収益事業として、①自ら施設を整備・所有し、自ら物品販売等を行う場合は、物品販売等事業の実績を、②自ら施設を整備・所有し、不動産の賃貸事業を行う場合は、不動産賃貸事業の実績を示してください。
96	応募者の構成等	14	第2	4	(1)	ア	(イ)		民間収益事業者は、構成員又は協力企業のいずれにも該当しない場合があるとの理解でよろしいでしょうか？また、その場合、SPCとはなんら契約関係を有さないとの理解でよろしいでしょうか？	前段については、ご理解のとおりです。後段については、現状では、SPCと民間収益事業者との間で何らかの契約を締結することは想定していませんが、PFI事業と民間収益事業を一体として実施するために必要な範囲で、それぞれの事業について一定の条件が課されることは想定されます。具体的な契約の構成等については、募集要項等の公表時に示します。
97	構成員・協力企業の要件	14	第2	4	(1)	ア	(イ)		SPCから何等の業務を直接受託又は請け負わない者は構成員・協力企業にはなれないのか。出資者のみの立場になるものがある場合、どうしたらよいか。	構成員、協力企業のいずれについても、SPCから直接業務を受託し又は請け負う必要があります。SPCへの出資のみを行う者は、応募者とはなりません。
98	構成員・協力企業の要件	14	第2	4	(1)	ア	(ウ)		構成員・協力企業になるための要件として、SPCから総合連携支援業務を直接受託することでもよいか。	ご質問の場合、構成員になる場合は、総合連携支援業務をSPCから直接受託し、SPCに出資を行う必要があります。協力企業になる場合は、総合連携支援業務をSPCから直接受託する必要があります。



■実施方針に関する質問

NO	タイトル	該当箇所							質問	回答
		頁	第●	●	(●)	カ	(カ)	英小		
99	応募者の構成等	14	第2	4	(1)	ア	(ウ)		民間施設を所有する企業が、貴市と土地賃貸借契約を締結し、自らが所有する提案施設を他者（テナント）に賃貸/リースする、という形態にて民間収益事業を行う場合、参加表明時に明らかにする企業名は、土地賃貸借契約締結当事者である、民間施設を所有する企業名のみ、という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
100	応募者の構成等	14	第2	4	(1)	ア	(ウ)		民間収益事業者が構成員・協力企業のいずれにもならない場合、他のグループの民間収益事業者としても参加表明時に記載しても構わないという事でしょうか。	ご理解のとおりです。民間収益事業者が複数の応募者グループに重複して参加する場合には、情報管理に関する要件を満たす必要があります。具体的な要件は、募集要項等の公表時に示します。
101	応募者の構成等	14	第2	4	(1)	ア	(ウ)		民間収益事業者は、SPCの構成員・協力企業のいずれにも属さない事も可能という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
102	応募者の構成	14	第2	4	(1)	ア	(ウ)		応募者は参加表明提出時に構成員の中から「代表企業」を定め、とありますが選定事業者となった場合、代表企業は、民間収益事業に責任、リスク負担は発生しないと理解してよろしいでしょうか。	PFI事業と民間収益事業のリスクは、できる限り分離することを予定しています。リスク分担の詳細は募集要項等の公表時に示します。
103	民間収益事業者の定義	14	第2	4	(1)	ア	(ウ)		リース会社A社が土地を市より借り受け、建物を所有し、民間収益事業を行う企業B社（例えばスーパーマーケット運営企業）に建物リースを行った上で、B社が事業運営を行う形態を取った場合、民間収益事業者はA社、B社何れの企業となるのでしょうか。	ご質問の場合、A社が民間収益事業者に該当します。
104	応募者の資格等	14	第2	4	(1)	ア	(エ)		「一のグループの構成員又は協力企業は、他のグループの構成員又は協力企業になることはできない。」とありますが、民間収益事業者が構成員又は協力企業とならない場合、複数グループに参画可能との理解で宜しいでしょうか。	No.100の回答を参照してください。

■実施方針に関する質問

NO	タイトル	該当箇所							質問	回答
		頁	第●	●	(●)	カ	(カ)	英小		
105	応募者の参加資格要件	14	第2	4	(1)	イ	(ウ)		競争入札参加資格者は何についての入札参加資格者か。	安城市の競争入札参加資格者として、本事業で担当する業務に該当する業種で登録をしたものです。 安城市の入札参加資格申請ご案内のウェブサイト参照してください。
106	応募者の参加資格要件	14	第2	4	(1)	イ	(ウ)		平成25年度競争入札参加資格審査の申請資格とは具体的にどのようなものか。	No.105の回答を参照してください。
107	応募者の参加資格要件	14	第2	4	(1)	イ	(ウ)		経営状態が著しく不健全である法人の具体的な定義についてご提示ください。	具体例をすべて列挙することが困難であるための規定で、(ウ)で列挙された手形交換所における取引停止処分を受けた場合等に準じる場合を想定しています。
108	応募者の参加資格要件	14	第2	4	(1)	イ	(コ)		審査委員会の委員について、現状で候補とされている方等についてご提示ください。事前の応募グループ組成に支障をきたす可能性があります。	安城市中心市街地拠点整備事業提案審査委員会の委員は、募集要項等の公表時に示します。
109	応募者の参加資格要件	15	第2	4	(1)	ウ			「総合連携支援業務」および「自由提案事業」についての参加資格要件は無いものとの認識でよろしいでしょうか。	業務別の参加資格要件はありません。
110	設計企業	15	第2	4	(1)	ウ	(ア)	a	「元請けに限る」とありますが、共同設計は「元請け」と理解してよろしいでしょうか？	設計業務全体の管理技術者又は建築（意匠）主任技術者、若しくはこれらに相当する立場の者を配置して実施した業務であれば、条件に該当するものと解釈します。
111	設計企業に求める設計実績について	15	第2	4	(1)	ウ	(ア)	a	(c)において、「・・・実施設計実績（元請に限る。）を有すること」とありますが、共同企業体により設計業務（建築意匠）を受託した実績についても、今回お求めになる「当該設計実績」を満たす実績と考えてよろしいでしょうか。	No.110の回答を参照してください。

■実施方針に関する質問

NO	タイトル	該当箇所							質問	回答
		頁	第●	●	(●)	加	(加)	英小		
112	設計企業	15	第2	4	(1)	ウ	(ア)	a	「当該実施設計実績を有する者」とありますが、当該実施設計への関与が書面（体制表等）で確認できる者であればよいと理解してよろしいでしょうか？	設計業務全体の管理技術者又は建築（意匠）主任技術者、若しくはこれらに相当する立場の者を配置して実施したことが書面で確認できる者としません。
113	応募者の参加資格条件 (設計企業、工事監理企業)	15	第2	4	(1)	ウ	(ア)	a	(c) 「実施設計実績」は平成15年4月から参加表明書の受付までに間に完了・・・となっていますが、設計変更業務など設計は監理と一連業務になると考えられますので、「設計監理実績」と読み替えていただけますか。	当該条件は設計業務に係る実績要件であることから、監理業務を含めない設計業務の完了をもって実績要件を判断することとします。ただし、業務の契約が設計・監理一体で、設計業務完了日が明記されない場合には、建築確認申請許可日又は工事着工日をもって設計業務完了日と読み替えることを可とします。
114	設計企業の資格要件	15	第2	4	(1)	ウ	(ア)	a	(c) において「平成15年4月1日から参加表明書の受付締切日までの間に完了した設計業務で、、実施設計実績を有すること。」とありますが、その監理も請負った場合はその期間も含めることはできないでしょうか。すなわち、「工事監理も請負った場合は、その期間（工事完了まで）も含める。」としていただけないでしょうか。	No.113の回答を参照してください。
115	設計企業	15	第2	4	(1)	ウ	(ア)	a	元請に限る新築工事の実施設計実績は、建築・構造・設備に対して全てを1社が有していなければならないでしょうか？建築・構造・設備それぞれ別の会社が実績を有したそれらの企業体形式でもよろしいでしょうか？	設計業務全体の管理技術者又は建築（意匠）主任技術者、若しくはこれらに相当する立場の者を配置して実施した業務であれば、条件に該当するものと解釈します。
116	設計企業	15	第2	4	(1)	ウ	(ア)	a	配置の必要な設計業務の責任者は、建築・構造・設備それぞれの担当者を指し、それぞれ配置する必要があるのでしょうか？又は建築設計の担当者だけでよろしいでしょうか？	No.115の回答を参照してください。

■実施方針に関する質問

NO	タイトル	該当箇所							質問	回答
		頁	第●	●	(●)	カ	(カ)	英小		
117	応募者の参加資格要件	15	第2	4	(1)	ウ	(ア)	a	<p>応募者の参加資格要件の設計企業について、「『平成15年4月1日から参加表明の受付締切日までの間に完了した』床面積3,000㎡以上の図書館で新築工事の実設計実績」とありますが、過去10年以内に設計となりますと、開館後6～7年以上経過した図書館は該当しないこととなり、事例は少ないと思われま。</p> <p>実施設計から工事監理を引き続き行った実績に関しては、監理業務までが設計者の責任範囲であることから、工事が完了した時期が平成15年4月1日以降であれば要件を満たすと考えて宜しいでしょうか。</p>	No.113の回答を参照してください。
118	応募者の参加資格要件	15	第2	4	(1)	ウ	(ア)	a	<p>応募者の参加資格要件の設計企業について、「平成15年4月1日から参加表明の受付締切日までの間に完了した『床面積3,000㎡以上の図書館で新築工事』の実設計実績」とありますが、既存建物の構造体のみを残し、図書館用途へのコンバージョンを行う場合も新築と同様の図書館機能を満足させる設計業務であり、建築確認（計画通知）もあることから、新築と同等の業務と考えられます。また、茨城県立図書館や潮来市立図書館等、コンバージョンの事例が日本図書館協会の建築賞を受賞するなどの評価も受けています。</p> <p>これらのことから、図書館への用途転用の床面積が既存建物もしくは既存建物に増築を加えた合計が3,000㎡以上の指定時期に完了した設計業務は要件を満たすと考えて宜しいでしょうか。</p>	<p>新築と同様、又は、新築に準ずるような総合的な計画・設計内容を有するコンバージョンプロジェクトの実績は、参加資格要件を満たします。ただし、改修範囲や内容が限定される又は偏りがある等、新築同等の総合性が認められないプロジェクトについては、要件を満たさないと判断する可能性がありますのでご注意ください。</p>

■実施方針に関する質問

NO	タイトル	該当箇所							質問	回答
		頁	第●	●	(●)	カ	(カ)	英小		
119	設計企業実績	15	第2	4	(1)	ウ	(ア)	a	設計企業の実設計実績として、新築工事の実設計実績を有することが求められています。近年、公共資産の有効活用の観点から、遊休施設を用途転換して図書館などの公共施設とするコンバージョンの事例が数多くあります。コンバージョンの場合、意匠、構造、設備全てを刷新する必要があり、建築確認や計画通知も必要です。設計行為としては新築と変わらないので、コンバージョンの設計実績も要件に適合すると考えてよろしいでしょうか。	No.118の回答を参照してください。
120	応募者の参加資格要件	15	第2	4	(1)	ウ	(ア)	a	応募者の参加資格要件の設計企業について、「平成15年4月1日から参加表明の受付締切日までの間に完了した『床面積3,000㎡以上の図書館で新築工事』の実設計実績」とありますが、最近の国立大学においては構造体の耐震補強と併せてラーニングcommons等まったく新しい機能を導入し、内外装を全面的に改造する事例が何件かあります。この場合も新築と同様の図書館機能を満足させる設計業務です。3,000㎡以上の図書館の全面改造（構造のみ残してリノベーション）の指定時期に完了した設計業務は要件を満たすと考えて宜しいでしょうか。	No.118の回答を参照してください。
121	応募者の参加資格条件（設計企業、工事監理企業）	15	第2	4	(1)	ウ	(ア)	a	「新築工事实績」を「新築工事（過半以上の増改築を含む）」と読み替えていただけますか。	No.118の回答を参照してください。
122	設計企業に求める設計実績における図書館専有面積の算定方法について	15	第2	4	(1)	ウ	(ア)	a	(c)において、「延床面積3000㎡以上・・・（図書館を含む複合施設の場合は図書館の専有面積が3000㎡以上であること）」とありますが、複合施設の場合、図書館来館者が利用上、他用途と共用する部分（エントランス、廊下、階段、EV、トイレなどを）については、これらの部分について面積案分して上で、図書館面積に算入して面積算定するものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、共用部分については、図書館機能が成立するために必要な部分が対象になると考えます。参加表明書の提出時に、対象面積が確認できる資料（例、契約書の写し、図面の写し等）を添付の上、提出してもらうことを予定しています。

■実施方針に関する質問

NO	タイトル	該当箇所							質問	回答
		頁	第●	●	(●)	カ	(カ)	英小		
123	設計企業実績	15	第2	4	(1)	ウ	(ア)	a	設計企業の実施設計実績として、図書館の専有面積が3,000㎡以上であることとされています。複合施設内の複数階に居る図書館の場合、各階の移動に必要な階段、エレベータ、コア内の倉庫、トイレなど図書館機能に必要な部分は専有面積に含まれると考えてよろしいでしょうか。	No.122の回答を参照してください。
124	工事監理企業	15	第2	4	(1)	ウ	(ア)	b	工事監理業務を行う者が複数いる場合は、設計企業と同様に、そのうち1社が実績要件を満たせばよいとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
125	建設企業実績	16	第2	4	(1)	ウ	(ア)	c	建設企業の施工実績として、新築工事の実績を有することが求められています。近年、公共資産の有効活用の観点から、遊休施設を用途転換して図書館などの公共施設とするコンバージョンの事例が数多くあります。コンバージョンの場合、内外装、構造、設備全てを刷新あるいは補強する必要があり新築同等の工事を行うこととなります。コンバージョンの施工実績も要件に適合すると考えてよろしいでしょうか。	施工実績についてもNo.118回答と同様の解釈によります。
126	維持管理企業の要件	16	第2	4	(1)	ウ	(ア)	d	維持管理企業が複数の場合の要件は、複数の内1者が満たせばよいということとなっているが、〔 〕内の入札参加資格者名簿への登録も、複数の内1者でよろしいか。	市の競争入札参加有資格者名簿への登録はすべての維持管理企業において必要です。
127	維持管理企業の要件	16	第2	4	(1)	ウ	(ア)	d	(b) 維持管理企業の要件にある維持管理実績は、管理の業種は問われないか。3000㎡以上の公共施設の内、例えばエレベーター管理のみであるとか、清掃業務のみであるとかでもよろしいか。	対象施設の維持管理に関する主たる業務（保守管理、修繕等）を実施した実績とし、部分的な業務委託（例、対象施設の一部施設・設備のみを対象とした業務、一部業務のみ等）は実績としては認めない予定です。
128	維持管理企業の要件	16	第2	4	(1)	ウ	(ア)	d	維持管理企業が複数で、維持管理実績のない構成員と維持管理実績のある協力企業に分かれる場合、維持管理実績のない構成員（SPCへの出資を行う）が代表企業となることはできるか。	ご質問の対応は可能と考えます。代表企業は構成員の中から定めてください。

■実施方針に関する質問

NO	タイトル	該当箇所							質問	回答
		頁	第●	●	(●)	カナ	(カナ)	英小		
129	維持管理企業	16	第2	4	(1)	ウ	(ア)	d	維持管理企業が、まだ、安城市競争入札参加有資格者名簿に登録されていない場合、受付締切日までに登録を完了すれば参加資格要件を得られますが、その登録をするのに申請からどのくらいの期間で完了しますか。	通常の審査であれば必要書類を受理してから2週間程度で登録できますが、書類の不備などが多い場合は、それ以上かかることもあります。
130	応募者の参加資格要件について	16	第2	4	(1)	ウ	(ア)	d	設計、建設企業共に実績として、図書館、公民館、文化会館等、細かな指定がありますが、維持管理企業における延べ床3,000㎡以上の公共施設に関する1年以上の管理実績とは、庁舎等を含む施設用途として捉えてよろしいでしょうか？	維持管理実績の対象施設は、公共施設であれば用途は特に問いません。
131	民間収益事業者	16	第2	4	(1)	ウ	(ア)	e	“応募者が提案する民間収益事業と同種事業の実績を有していること”との記載がありますが、民間施設を所有する企業が民間収益事業者として参加する場合、同種事業の施設を所有する実績で宜しいでしょうか。（当該民間収益事業の実施に当たっては、民間施設を所有する企業から商業施設等を運営する企業に建物を賃貸することを前提としています。）	No.95の回答を参照してください。
132	民間収益事業者	16	第2	4	(1)	ウ	(ア)	e	「応募者が提案する民間収益事業と同種事業の実績を有していること」とありますが、規模等の具体的な要件はないとの認識でよろしいでしょうか。	No.95の回答を参照してください。 特に具体的な規模要件は定めませんが、概ね提案する事業と同等規模であることが望ましいと考えます。
133	応募者の参加資格要件	16	第2	4	(1)	ウ	(ア)	e	民間収益事業者の参加資格における『同種事業の実績』とは、具体的に何を示すのか分かりやすくご説明願えないでしょうか？ 単に収益事業を行う者なのか、借地契約を前提として事業を行う者なのかの判断基準が不明確です。	No.95の回答を参照してください。

■実施方針に関する質問

NO	タイトル	該当箇所							質問	回答
		頁	第●	●	(●)	カナ	(カナ)	英小		
134	民間収益事業者の参加資格 (SPCの設立等に関する要件)	16 17	第2	4 4	(1) (3)	ウ エ	(ア)	e	リース会社A社が土地を市より借り受け、建物を所有し、民間収益事業を行う企業B社（例えばスーパーマーケット運営企業）に建物リースを行った上で、B社が事業運営を行う形態を取った場合、SPCの設立等の要件に規定されている民間収益事業者が民間収益事業を実施するSPCと同じ位置付けとみなし、民間収益事業を行う企業B社がスーパーマーケット運営事業の実績を有していればよろしいでしょうか。	ご質問の場合、リース会社A社が要件を満たす必要があると考えます。
135	民間収益事業者の参加資格	16	第2	4	(1)	ウ	(ア)	e	リース会社A社が土地を市より借り受け、建物を所有し、民間収益事業を行う企業B社（例えばスーパーマーケット運営企業）に建物リースを行った上で、B社が事業運営を行う形態を取った場合、民間収益事業者がA社であるとしたら、A社にスーパーマーケット運営事業の実績が必要となるのでしょうか。	No.95の回答を参照してください。なお、ご質問の場合、リース会社A社が同種の建物リース事業の実績を有する必要があると考えます。
136	民間収益事業者の要件	16	第2	4	(1)	ウ	(ア)	e	民間収益事業は、直接エンドユーザーに向けた営業活動を行うもののみをさしているのか、または、例えば商業業者に対して建物を賃貸するようなホルダーの立場でもよいのか。	どちらも該当します。
137	民間収益事業者の要件	16	第2	4	(1)	ウ	(ア)	e	民間収益事業者の事業が建物賃貸人でもよいとした場合、(b)で必要となる資格とは何を指すのか。	応募者にて適宜、判断してください。
138	民間収益事業者の要件	16	第2	4	(1)	ウ	(ア)	e	P2イの民間施設には駐車場が明記されているが、P3（6）イ、民間収益事業の説明には駐車場について明記されていません。 P16eでいう民間収益事業と同種事業の実施実績には、駐車場事業の実績でもよろしいか。	No.95の回答を参照してください。
139	応募者の資格等	17	第2	4	(2)	イ	(ア)		参加資格確認基準日から提案書類の提出締切日までの間に、民間収益事業者が参画できなくなった場合、参加資格要件を欠いた民間収益事業者に代わって、他のグループにおいて参加表明を行った構成員又は協力企業ではない民間収益事業者を補充することは可能と考えて宜しいでしょうか。	民間収益事業者が複数の応募者グループに重複して参加する場合には、情報管理に係る要件を満たす必要があります。具体的な要件は、募集要項等の公表時に示します。



## ■実施方針に関する質問

NO	タイトル	該当箇所							質問	回答
		頁	第●	●	(●)	カ	(カ)	英小		
140	参加資格の確認等	17	第2	4	(2)	イ	(ア)		「(前略)を提出したうえで、市が参加資格等を確認し、これを認めたとき。」とありますが、補てんし得たメンバーの参加資格等が確認できた場合でも、市が認めない時が有るという意味でしょうか。	参加資格確認した後の変更になるため、参加資格の確認のみではなく、認めるかどうかの判断をする場合があります。
141	S P C の設立	17	第2	4	(3)	7			S P C は当該拠点に設立可能でしょうか。	可能です。
142	S P C 設立	17	第2	4	(3)	7			S P C を安城市内に設立することとするのことでありますが、本施設内とすることは可能でしょうか？	No.141の回答を参照してください。
143	代表企業と出資比率	17	第2	4	(3)	イ			最大出資者に関する記載がございませんが、代表企業が必ずしも最大出資者でなくてもよいという理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
144	S P C の構成員	17	第2	4	(3)	イ			SPCの株主総会における全議決権の2分の1を超える議決権の保有は、構成員すべての合計議決権でよいのか。 また、代表企業が1社で2分の1を超える議決権を保有する必要はないか。	ご理解のとおりです。
145	S P C の設立等に関する要件	17	第2	4	(3)	ウ			増資や減資は、株式の譲渡には該当しないと理解してよろしいでしょうか？	増資や減資は株式の譲渡には該当しません。ただし、S P C の資本額変動や出資構成の変動は、提案内容の変更に該当するため、別途、市の承諾が必要となります。詳細の条件については、募集要項等の公表時に示します。
146	SPCの設立等に関する要件	17	第2	4	(3)	ウ			施設の設計・建設期間中、SPCが金融機関等からプロジェクトファイナンスにて資金調達を行う場合、SPC株式の質権設定、事業契約等の債権譲渡担保、地位譲渡予約等、PFIにおける通常の担保権の設定を金融機関等より求められることが想定されますが、承諾して頂けるのでしょうか。	申し出があれば協議に応じる予定です。

■実施方針に関する質問

NO	タイトル	該当箇所							質 問	回 答
		頁	第●	●	(●)	カ	(カ)	英小		
147	SPCの設立等に関する要件	17	第2	4	(3)	エ			<p>・“民間収益事業者が民間収益事業を実施するSPC”とありますが、SPCは貴市との土地賃貸借契約の当事者となり、事業の実務（要求水準書案で示されている民間施設の設計、建設、維持管理及び運営の各業務）は他の企業に委託する、ということでも宜しいでしょうか。</p> <p>・また、SPCを設立し、業務を他者に委託して民間収益事業に取り組む場合、参加表明書提出時にSPCを設立することや、そのSPCから業務を受託する者等を明らかにする必要がありますでしょうか。</p>	<p>前段については、ご理解のとおりです。</p> <p>後段については、民間収益事業を実施するSPC②を設立する計画の場合は、参加表明書提出時にSPC②を設立する旨、及びSPC②に出資する予定の者、SPC②から直接業務を受託し又は請け負う予定の者を示していただく予定です。</p> <p>詳細は、募集要項等の公表時に示します。</p>
148	優先交渉権者を決定しない場合	18	第2	5	(5)				<p>1グループのみの応募の場合であっても、本プロポーザルは成立すると考えてよろしいでしょうか？</p>	<p>1グループのみの応募の場合であっても、提案内容によってはプロポーザルは成立し、交渉権者となる予定です。</p>
149	事業提案の審査及び優先交渉者の決定に関する事項について	18	第2	5	(5)				<p>優先交渉権者を決定しない場合の内容として、公的財政負担の縮減等の達成が見込めない場合、特定事業の取り消しとありますが、入札公告に際し予定価格の公表は伴うのでしょうか？</p>	<p>No.1の回答を参照してください。</p>
150	著作権	19	第2	5	(6)				<p>提案書類には事業者固有のノウハウが多数含まれておりますので、その開示に当たっては事前に協議をさせていただけると考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>提案書類の内容について、市がその一部又は全部を無償で使用する際は、事前に応募者に意見を聞く機会を設ける予定です。</p>
151	維持管理・運営段階	21	第3	2	(1)	ウ			<p>“選定事業者の財務状況についても確認する。”、“民間収益事業に係る財務状況についても確認する。”とありますが、財務状況を把握する資料として、貴市に対してそれぞれどのような資料を提出すれば宜しいのでしょうか。</p>	<p>PFI事業を行うSPCについては、会社法第435条第2項に定める計算書類、事業年度ごとのキャッシュフロー計算書等を想定しています。</p> <p>民間収益事業については、毎年度の民間収益事業に関する損益計算書、キャッシュフロー計算書、貸借対照表を提出していただく予定ですが、具体的な内容は、選定事業者の提案内容を踏まえて協議を行う予定です。</p>

## ■実施方針に関する質問

NO	タイトル	該当箇所							質 問	回 答
		頁	第●	●	(●)	カ	(カ)	英小		
152	モニタリングの実施時期等	21	第3	2	(1)	ウ			民間収益事業に係る財務状況についての確認とはどのようなものを想定されているのでしょうか。	No.151の回答を参照してください。
153	市による事業の実施状況のモニタリングについて	21	第3	2	(1)	ウ			維持管理・運営段階における市想定モニタリングとして、年間どの程度の頻度を想定されているのでしょうか？	モニタリング方法等の詳細は、募集要項等の公表時に示します。
154	市による事業の実施状況のモニタリングについて	21	第3	2	(1)	ウ			モニタリングの結果についての対応として、要求水準を満たしていない場合、速やかに改善を求めるとともに、サービス対価の減額とあります。サービス対価の減額は、要求未達に対し即 対象を伴うものと考えているのでしょうか？	モニタリング方法等の詳細は、募集要項等の公表時に示します。
155	提案を期待する施設	23	第4	2	(4)	ア			商業施設、健康増進施設、生涯学習関連施設は、提案を期待される施設であり、必ずしも全ての施設を具備しなくても構わないと理解してよろしいのでしょうか？	必ずしもすべてが必要となるものではありませんが、提案を期待する施設です。
156	民間施設	23	第4	2	(4)	ア			民間施設において提案を期待する施設として3つ記載されていますが、この3施設すべてが必須なのでしょうか。	No.155の回答を参照してください。
157	民間施設	23	第4	2	(4)	ア			民間施設において提案を期待する施設として3つ記載されていますが、これら3施設を参考に提案を求めるとい意味でしょうか。	No.155の回答を参照してください。
158	民間施設	23	第4	2	(4)	ア			提案を期待する施設の3施設のどれにも当てはまらない施設は不可という意味でしょうか。或いは、どれかを満足すれば、それ以外の施設は自由という意味でしょうか。	3施設に当てはまらない場合は、不可ではありませんが、期待する施設ではありません。
159	民間施設 (提案施設)	23	第4	2	(4)	ア (イ) (ウ)			民間収益事業の民間施設には(ア)商業施設、(イ)健康増進施設、(ウ)生涯学習施設三つの施設すべてを提案しなければいけませんか。	No.155の回答を参照してください。
160	提案施設	23	第4	2	(4)	ア			民間施設として(ア)商業施設、(イ)健康増進施設、(ウ)生涯学習関連施設を具体的にお示しいただいていますが、優先順位等がございましたらご開示頂けますでしょうか。	優先順位は現時点ではありませんが、今後、事業者選定基準に反映することは考えられます。

## ■実施方針に関する質問

NO	タイトル	該当箇所							質問	回答
		頁	第●	●	(●)	カ	(カ)	英小		
161	提案を期待する施設（提案施設）	23	第4	2	(4)	ア	(ア)		建物の着工前に周辺に同種の施設ができる等のマーケットに変化があった場合、落札後でも施設の内容の変更協議は可能と考えてもよろしいでしょうか。	原則として、提案した施設内容で民間収益事業を実施してください。ただし、変更することが事業の魅力を高めると判断される場合や、やむを得ない理由により変更が必要と判断される場合等においては、変更協議を行うことも想定されます。本件の詳細については、募集要項等の公表時に示します。
162	提案を期待する施設（提案施設）	23	第4	2	(4)	イ	(ア)		住宅施設は認めないとありますが、サービス付き高齢者向け住宅、介護老人保健施設等は如何でしょうか。	サービス付き高齢者向け住宅は、サービスの内容等によって共同住宅の用途になるものは、提案を認めません。 介護老人保健施設は住宅の用途ではありませんが、立地にあたり高齢者福祉計画、介護保険事業計画の適合等の制約があります。 なお、いずれも提案を期待する施設ではありません。
163	駐車場	23	第4	2	(4)	ウ			駐車場の市民の利用料金について、基準単価等の条件設定、または市との協議がありますでしょうか？	駐車場の利用料金は、選定事業者の提案によりますが、料金の設定にあたっては、近隣の駐車場料金を調査した上で設定してください。また、施設利用者の利便性が損なわれないような計画としてください。なお、実際の運用にあたっては、あらかじめ市と協議が必要と考えます。
164	民間施設（駐車場）	23	第4	2	(4)	ウ			提案施設に関して法令や条例等で必要としなければ、本施設用の駐車台数200台を民間施設が兼用して利用可能と考えてもよろしいでしょうか。	利用者の利用目的の特定が困難なため、兼用利用は可能としますが、公共施設の開館時間内に公共施設利用者の利便性を損なうと判断される計画は認められません。 なお、駐車場については、法令や条例で求められる台数だけでなく、提案施設に必要な台数を整備してください。ご質問の場合、提案施設用駐車場が無いものと想定されますが、提案施設用の駐車場の設置が不要な場合は、提案書類において、その理由を示していただく予定です。

■実施方針に関する質問

NO	タイトル	該当箇所							質問	回答
		頁	第●	●	(●)	カナ	(カナ)	英小		
165	駐車場	23	第4	2	(4)	ウ			本施設用として必要な駐車台数が200台となっておりますが、必要台数の算出根拠をご教示下さい。	現中央図書館の駐車台数170台に、閲覧席数の倍増による「滞在型図書館」及び多目的ホール（250席）等の付加要因を加味した上で、敷地等の制約や周辺の市営駐車場との連携を考慮し、200台としています。
166	駐車場	23	第4	2	(4)	ウ			情報拠点施設と提案施設の両施設を同時に利用することが想定され、利用者の利便性を確保するためにも下記1)2)は可能との理解で宜しいでしょうか。 1)情報拠点施設と提案施設の駐車場を一体として自走式駐車場で整備することは可能。 2)情報拠点施設と提案施設の駐車場は、情報拠点施設駐車場エリアと提案施設駐車場エリアに分割せず、混在して利用できる運営とすることが可能。	ご理解のとおりです。
167	P F I 事業に関する市有地の貸付	24	第4	3	(1)				「本施設の整備用地をPFI事業者が無償で貸与」とありますが、当該用地のSPCの管理責任はいつから発生するのでしょうか？	市からPFI事業者に貸与した日以降生じます。詳細は、募集要項等の公表時に示します。
168	P F I 事業に関する市有地の貸付	24	第4	3	(1)				P F I 事業用の市有地の貸付は、「設計・建設」期間中ではなく、「建設」期間中のみは無償貸与ではないでしょうか。	No.167の回答を参照してください。
169	民間収益事業に関する市有地の貸付	24	第4	3	(2)				土地賃貸契約の期限は15年程度又は20年程度とありますが、それより長く設定することは可能ですか。期間の長短によって、採点が増減することがありますか。	前段については、民間収益事業の事業期間は、平成44年5月まで、又は、平成49年5月までのいずれかとしてください。 後段については、民間収益事業については、施設計画、運営計画等を総合的に評価する予定です。事業者選定基準の詳細は、募集要項等の公表時に示します。
170	P F I 事業に関する市有地の貸付	24	第4	3	(2)	イ			「15年程度又は20年程度（選定事業者の提案による）」とありますが、期間の長短によって評価は変わるのででしょうか？	No.169の回答を参照してください。

■実施方針に関する質問

NO	タイトル	該当箇所							質問	回答
		頁	第●	●	(●)	カナ	(カナ)	英小		
171	土地の貸付	24	第4	3	(2)	イ			「新たに」土地賃貸借契約を締結する時期は、当初の15年或いは20年の契約が満了する直前という意味でしょうか。	契約期間の終了までに締結する予定です。
172	民間収益事業に関する市有地の貸付	24	第4	3	(2)	ウ			「借地料の詳細は募集要項に提示する」とありますが、事業の採算性、計画内容を検討する上で必要となりますので、市が示す基準単価(円/㎡)をご提示ください。また、工事期間中の借地料の減免の考え方についてもご提示ください。 (理由：本事業は民間収益事業者の負担が大き く、また、民間事業者の取組可否や事業計画が建 築計画に大きな影響を与えます。そのため、平成 25年5月上旬の募集の広告時の提示では十分な検 討ができず、7月の参加表明に間に合わない可能 性が高いことを懸念しています。)	借地料の詳細は、募集要項等の公表時に示しま す。
173	土地の貸付	24	第4	3	(2)	エ			借地料は、貸付開始後3年ごとに改定できるもの とすると記載されておりますが、長期の独立採算 事業において地代が不確定要素となります。詳細 をご教示ください。	借地料の詳細は、募集要項等の公表時に示しま す。
174	選定事業者に契約不履行の懸念等が生じた場合	25	第6	1					改善勧告は、事業契約の債務不履行の懸念等が生 じた場合は、P F I 事業者に対してのみ行われ、 土地賃貸借契約の債務不履行の懸念等が生じた場 合は、民間収益事業者に対してのみ行われるもの と理解してよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。モニタリング方法等の詳細 は、募集要項等の公表時に示します。
175	選定事業者に契約不履行の懸念等が生じた場合	25	第6	1					事業契約が万一解除された場合は、併せて自動的 に民間収益事業者の土地賃貸借契約も解除される のでしょうか。	事業契約の解除のみをもって、自動的に民間収益 事業に係る土地賃貸借契約を解除することは、原 則として想定していません。契約解除に係る詳細 は、募集要項等の公表時に示します。
176	選定事業者に契約不履行の懸念等が生じた場合	25	第6	1					第三者に民間施設及び定期借地権を譲渡した場合 であっても、事業契約が万一解除された場合は、 併せて自動的に当該第三者の契約も解除されるの でしょうか。	No.175の回答を参照してください。

■実施方針に関する質問

NO	タイトル	該当箇所							質 問	回 答
		頁	第●	●	(●)	か	(か)	英小		
177	その他の事項	26	第7	3					国庫交付金の申請を行うのは市であり、万一、国庫交付金を受けられない場合は市のリスク負担と理解してよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
178	その他の事項	26	第7	3					『国庫交付金をもって充当することを予定』とありますが、事業契約上は、貴市による事業者への一時支払金として扱って頂けるのでしょうか。国庫交付金の減額リスクは民間サイドでは負えないためです。	No.177の回答を参照してください。
179	その他の事項	26	第7	3					『国庫交付金をもって充当することを予定』とありますが、どのような交付金を想定されているのでしょうか。	社会資本整備総合交付金を想定しています。
180	別紙1 業務分担表	27							図書情報館及び旅券・各種証明等対応窓口の運営業務は、貴市が行われますが、施設内で業務を担当される貴市職員の予定人数をご教示願います。	現時点では、市職員の配置予定人数として、延べ80人程度、1日常勤換算で50人程度（いずれも臨時職員、委託を含む。）を見込んでいます。詳細については、今後検討していく予定です。
181	別紙1 業務分担表 設計業務 事前調査業務	27							事前調査業務すべてがPFI事業者となっておりますが、土対法で求められる土壌汚染調査（区域指定を含む）、および埋蔵文化財調査についての分担は貴市になると思いますが、如何でしょうか。	土壌調査は事前に市が行います。本事業の敷地は、埋蔵文化財包蔵地に指定されていません。
182	別紙1 業務分担表 建設業務 着工前業務	27							着工前業務にはどのようなものが含まれるのでしょうか。	業務要求水準書(案)p.49を参照してください。
183	別紙1 業務分担表 建設業務 着工前業務	27							着工前業務に土壌汚染対策が含まれる場合、貴市による土壌汚染調査及び区域指定結果を、要求水準で示して頂けるのでしょうか。	土壌調査は事前に市が行い、対策が必要な場合は本事業以外で対応する予定です。
184	別紙1 業務分担表	27							図書情報館システムとはどこまでの範囲なのか具体的な内容についてご提示ください。	No.33の回答を参照してください。

■実施方針に関する質問

NO	タイトル	該当箇所							質問	回答
		頁	第●	●	(●)	か	(か)	英小		
185	別紙1 業務分担表 ■ P F I 事業に関する業務 運営業務	27							<p>P F I 事業に関する業務の運営業務の欄では、「図書情報館の運営業務(健康・子育て支援スペースを含む)」「旅券・各種証明等対応窓口の運営業務」が市の分担となっています。</p> <p>一方、実施方針(P5)1行目の「ウ市が実施する業務」には、「図書情報館の運営業務」のみが記載されており、別紙1 業務分担表が正であり、市が実施する業務には、図書情報館の運営業務の他に、旅券・各種対応窓口の運営業務も含まれるとの理解で宜しいでしょうか。</p>	<p>ご指摘のとおり、別紙1業務分担表が正になります。旅券・各種証明等対応窓口の運営業務も市が実施します。</p>
186	別紙1 業務分担表 ■ P F I 事業に関する業務 運営業務	27							<p>運営業務のうち、「交流・多目的スペースの運営業務」「広場・公園の運営業務」は、「※市が P F I 事業者とは別に選定する指定管理者が実施する予定である。」とあります。</p> <p>また、要求水準書案にも、維持管理業務のうち修繕業務(P60)及び植栽管理業務(P64)に指定管理者との業務範囲に関する記載や、総合連携支援業務(P67)には指定管理者との連携に関する記載がありますので、指定管理者の具体的な指定管理者の業務内容・業務範囲が分かる資料(例:業務仕様書案等)をご提示ください。</p>	<p>現時点では、交流・多目的スペース及び広場・公園の運営業務として、貸館、場所貸し等の利用受付、窓口対応、イベント等自主事業、光熱水費の負担等が想定されますが、詳細については今後検討する予定です。</p>
187	別紙2 リスク分担表 共通事項	28							<p>施設整備費用は貴市による完工一括払いとなり、割賦払いではありませんが、それでも応募者側には必要な資金調達が発生します。</p> <p>PFI事業者以外の帰責により(市の帰責以外に、例えば埋文発生や不可抗力なども含む)当初計画(工程・コスト等)に変更が余儀なくされた事により、貴市がご負担される範疇には、事業者提案に基づく金融関連費用や契約の見直し作業に係る費用(弁護士費用も含む)も含まれるとの理解で宜しいでしょうか。</p>	<p>原因となる事由に応じてリスクの負担内容は異なります。詳細は、募集要項等の公表時に示します。</p>



■実施方針に関する質問

NO	タイトル	該当箇所							質問	回答
		頁	第●	●	(●)	加	(加)	英小		
188	別紙2 リスク分担表(案) 法令変更	28		1					法令変更において「税制度を除く」との記載がありますが、税制度の変更により、「法人税に係る税制度を除く」との理解でよろしいでしょうか？	法人の利益に係るものを除きます。
189	別紙2 リスク分担表(案) 税制度の変更 法人税の変更によるもの	28		1					外形標準課税の課税基準の変更は、予算入札を前提とする応募者にとってSPCの存続を危うくする可能性があります。貴市のご負担として頂けないでしょうか。	リスク分担表(案)のとおりとします。
190	別紙2 リスク分担表(案) 住民対応	28		1					住民対応において自由提案施設に関する住民運動等は除くとありますが、貴市にて受領・ご承認いただいた提案に基づき、貴市により落札者としてご選定いただいた提案内容につきましては、民間事業者が善管注意義務を果たしている限りにおいては、貴市にて住民対応にご協力いただけるとの理解でよろしいでしょうか？	リスク分担表(案)のとおりとしますが、市としての協力は行う予定です（ただし、個別の事象に基づき対応は市が判断する）。
191	別紙2 リスク分担表(案) 住民対応	28		1					PFI事業者のリスク分担として、「本事業を行政サービスとして実施すること及び市からの提示条件（自由提案施設を除く。）に関する住民運動等」以外の調査・工事等のPFI事業者の業務に関する住民運動等となっておりますが、本表現ですと、調査・工事等の範囲が不明確であり、PFI事業者が過大なリスクを負う可能性があることとなります。つきましては、PFI事業者のリスク分担を「本事業においてPFI事業者の責務にて実施する調査・工事等に関する住民運動等」に修正頂くことは可能でしょうか。	リスク分担表(案)のとおりとします。
192	別紙2 リスク分担表(案) 住民対応	28		1					事業者が善管注意義務を怠らず非のない対応をしたにもかかわらず、不合理な運動等によりPFI事業者の業務に影響が発生する場合は、不可抗力として扱って頂けるでしょうか。 或いは、不可抗力として扱われない場合はどのような場合が想定されるのでしょうか。	リスク分担表(案)のとおりとします。不可抗力に係るリスク分担の詳細は、募集要項等の公表時に示します。

■実施方針に関する質問

NO	タイトル	該当箇所							質問	回答
		頁	第●	●	(●)	加	(加)	英小		
193	別紙2 リスク分担表(案) 契約締結	28		1					上記以外の例として市議会の不承認等が挙げられていますが、当該不承認リスクはPFI事業者がどうやってもコントロールできるものではありません。負担割合をお示しされるに当たり、その点をご勘案願えないでしょうか。	市議会の不承認となった場合は、市及び選定事業者がそれまでに要した費用等をそれぞれ負担します。
194	別紙2 リスク分担表(案) 契約締結	28		1					上記以外により事業契約が締結できない場合は、市及びPFI事業者が従たるリスク負担者と明記されておりますが、例として挙げられている市議会の不承認の場合は、PFI事業者として被る損害は具体的にどのようなものになりますでしょうか。(入札費用等)	No.193の回答を参照してください。
195	別紙2 リスク分担表(案) 不可抗力	28		1					不可抗力のリスク分担について、市とPFI事業者の両者に△が入っております。当該リスクは、従来型の維持管理では市がとってきたリスクであり、事業者でもコントロールできないリスクと考えます。事業者側に過度な負担を求めることはVFMの低下に繋がるため、維持管理段階においては、事業者の負担はないと考えてもよろしいでしょうか。	リスク分担表(案)のとおりとします。不可抗力に係るリスク分担の詳細は、募集要項等の公表時に示します。
196	別紙2 リスク分担表(案) 土壌汚染	29		2					市が事前に公表された資料とは、どのようなものですか。また、説明会での発言の「第2回目の土壌調査・8月予定」の報告資料はいついただけますか。	現時点で市が事前に公表した資料はありませんが、平成25年8月に土壌調査の結果を公表する予定です。
197	別紙2 リスク分担表(案) 土壌汚染	29		2					市が事前に公表した資料とありますが、その資料は調査結果のみならず区域指定まで明示して頂けるのでしょうか。	No.196の回答を参照してください。
198	別紙2 リスク分担表(案) 土壌汚染	29		2					市が事前に公表した資料に明示されているものに起因した土壌汚染のリスク負担者はPFI事業者という理解でよろしかったでしょうか。	ご理解のとおりです。

■実施方針に関する質問

NO	タイトル	該当箇所							質問	回答
		頁	第●	●	(●)	か	(か)	英小		
199	別紙2 リスク分担表(案) 土壌汚染、埋蔵文化財、用地	29		2					市が事前に公表した資料から予見できない土壌汚染、埋蔵文化財、用地(地中障害物等)が発見された場合は、市の責任・費用負担で、PFI事業の事業スケジュールの変更が可能との理解で宜しいでしょうか。 また、民間収益事業部分に関しても、市の責任・費用負担で事業スケジュールの変更が可能との理解で宜しいでしょうか。(民間収益事業部分は、事業採算性が確保できる事業期間が必要であり、土壌汚染による事業延期に伴い、運営期間が短縮された場合や大幅な遅延が発生した場合、事業採算性の確保が困難となり、撤退を余儀なくされる可能性があるための質問です。)	前段については、ご理解のとおりです。ただし、原則として事業期間の終了日は変更することはできません。詳細については、募集要項等の公表時に示します。 後段については、現状、市は合理的な範囲の負担を行うことを想定しています。ただし、逸失利益の補償は行いません。詳細については、募集要項等の公表時に示します。
200	別紙2 リスク分担表(案) 用地	29		2					用地取得リスクは、市が事前に公表した資料に明示されているものに該当するという理解でよろしいでしょうか。	市が事前に公表した資料からは予見できない地中障害物等が発見された場合の追加費用等は市が負担します。
201	別紙2 リスク分担表(案) 埋蔵文化財発見	29		2					市が事前に公表した資料とありますが、事前に公表される範囲については文化財調査が貴市によって終了しているということでしょうか。	本事業の敷地は、埋蔵文化財包蔵地には指定されていません。
202	別紙2 リスク分担表(案) 埋蔵文化財発見	29		2					市が事前に公表した資料とありますが、事前に公表される範囲について文化財調査を事業者が行うということでしょうか。その場合、入札前に、応募者の立場で調査期間やコストに関して貴市に確認できるのでしょうか。	No.201の回答を参照してください。
203	別紙2 リスク分担表(案) 設計変更	29		2					「上記以外の事由による設計変更」がPFI事業者のリスク負担と記載されておりますが、これは原則事業者の責めに帰すべき事由を示し、帰責性が市でも事業者でもない場合(*)の全てをPFI事業者が負うという意味ではないという理解で宜しいでしょうか。 (*)不可抗力によるものや、契約締結、指定管理者に関する条例によるものなど)	ご理解のとおりです。 リスク分担の詳細は、募集要項等の公表時に示します。

■実施方針に関する質問

NO	タイトル	該当箇所							質問	回答
		頁	第●	●	(●)	加	(加)	英小		
204	別紙2 リスク分担表(案) 地盤沈下	29		2					「建設工事に伴う地盤の沈下による建設工事費の増加」がPFI事業者の負担となっておりますが、当該地盤沈下が貴市から提供された調査結果等のデータの誤りによる場合、若しくは、貴市の責めによる設計変更による場合は、貴市も応分のご負担をいただくと理解してよろしいでしょうか？	市が提供する地盤調査資料については、選定事業者の建設工事に関わるリスクを担保するものではないため、市が提供する地盤調査結果データの誤り等による場合は市の帰責とはなりません。選定事業者は自ら必要な調査を実施してください。市に起因する設計変更等による場合は、選定事業者は地盤沈下リスクについて検証の上、必要な地盤沈下防止策等について提案するものとし、市がそれを認めなかったことによる地盤沈下の発生等に対しては市が応分に負担する予定です。リスク分担の詳細は、募集要項等の公表時に示します。
205	別紙2 リスク分担表(案) 地盤沈下	29		2					不可抗力における地盤沈下は想定されませんか。また、その場合におけるリスク負担者をご教示願います。	不可抗力に係るリスク分担の詳細は、募集要項等の公表時に示します。
206	別紙2 リスク分担表(案) 建設工事の遅延・未完工 建設工事費 維持管理業務費の変動 施設・備品の損傷・盗難等 第三者等への賠償	29		2					「上記以外の事由による設計変更」がそれぞれの項目でPFI事業者のリスク負担と記載されておりますが、これは原則事業者の責めに帰すべき事由を示し、帰責性が市でも事業者でもない場合の全てをPFI事業者が負うという意味ではないという理解で宜しいでしょうか。 ((*)契約締結、指定管理者に関する条例によるものなど)	ご理解のとおりです。リスク分担の詳細は、募集要項等の公表時に示します。
207	別紙2 リスク分担表(案) 物価変動	29		2					設計・建設期間中の物価変動リスク対応は、安定的なPFI事業運営にとって非常に重要なポイントになっております。入札時点と着工時点などいくつかの基準点での公的指標を用い、物価変動対策を講じられる事を、他事例にならって是非ともお考え頂けないでしょうか。	リスク分担表(案)に記載のとおり、設計・建設期間中のインフレ・デフレに係るリスクは、市及びPFI事業者にて分担することを予定しています。サービス購入料の支払方法等の詳細は、募集要項等の公表時に示します。

■実施方針に関する質問

NO	タイトル	該当箇所							質問	回答
		頁	第●	●	(●)	加	(加)	英小		
208	別紙2 リスク分担表(案) 物価変動	30		3					物価変動リスクについて、市とPFI事業者の両者に△が入っております。当該リスクを測る指標として「企業向けサービス価格指数・建物サービス」を用いるケースがありますが、維持管理業務においては、直接現地で働く人員の人件費の割合が高いですが、一旦雇用した人員の給与を指数が下がったからといって減額できない以上、減額された場合は維持管理企業の負担となります。従って、労働者の賃金と直接的に相関関係のある指標（例えば、毎月勤労者統計調査、愛知県における最低賃金等）を適用頂けると考えてよろしいでしょうか。	ご意見として承ります。 サービス購入料の支払方法等の詳細は、募集要項等の公表時に示します。
209	別紙2 リスク分担表(案) 物価変動	30		3					維持管理の物価変動の指数については、これまで多くのPFIで日銀の「企業向けサービス価格指数」が採用されてきましたが、維持管理業務の費用の内訳は人件費が大半を占めており、「企業向けサービス価格指数」とは相関が低い実態にあります。つきましては、厚生労働省の賃金指数など、人件費との相関が高い指標について採用をご検討いただけないでしょうか。	ご意見として承ります。 サービス購入料の支払方法等の詳細は、募集要項等の公表時に示します。
210	別紙2 リスク分担表(案) 第三者等への賠償	30		3					注意義務を怠った場合の騒音、振動、臭気等が発生させた場合はあくまでも施設・設備管理に対してであり、市が実施する業務に起因する場合は対象外との認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。リスク分担の詳細は、募集要項等の公表時に示します。
211	別紙2 リスク分担表(案)	30		3					リスク分担表には記載がありませんが、例えば駐輪場の放置自転車等の放置物の処理・処分に係る費用は市側の負担と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
212	別紙2 リスク分担表(案) 民間収益事業に関するリスク	31		4					但し書きにおいて、PFI事業者は第三者による民間収益事業の継承支援等、民間収益事業の支援を行うとあります。継承支援以外に支援策を想定されているのでしょうか。	現時点では、第三者による民間収益事業の継承支援を想定していますが、民間収益事業に関するリスク分担の詳細については、募集要項等の公表時に示します。

■実施方針に関する質問

NO	タイトル	該当箇所							質問	回答
		頁	第●	●	(●)	加	(加)	英小		
213	別紙2 リスク分担保(案) 民間収益事業に関するリスク	31		4					民間収益事業者の不測の事態に関するPFI事業者のリスクは努力規定と理解してよろしいでしょうか？	民間収益事業に関するリスク分担保の詳細は、募集要項等の公表時に示します。
214	別紙2 リスク分担保(案) 民間収益事業に関するリスク	31		4					「PFI事業者は・・・支援を行うものとする。」とありますが、PFI事業と民間収益事業は別事業であり、PFI事業者が民間収益事業者を連帯保証したり、民間収益事業者と連帯責任を負うものではないと理解してよろしいでしょうか？	基本的にはご理解のとおりですが、本事業の実施にあたっては適宜、PFI事業者と民間収益事業者との間で、コミュニケーションや連携を図っていただくことを期待しています。 民間収益事業に関するリスク分担保の詳細は、募集要項等の公表時に示します。
215	別紙2 リスク分担保(案) 民間収益事業に関するリスク	31		4					“民間収益事業者の業務内容が契約に規定した条件を満足しない場合”とありますが、“契約”とは土地賃貸借契約を指すのでしょうか。或いは何か別の契約の締結を想定しているのでしょうか。	現時点では、土地賃貸借契約を想定しています。詳細については、募集要項等の公表時に示します。
216	別紙2 リスク分担保(案) 民間収益事業に関するリスク	31		4					“PFI事業者は第三者による民間収益事業の継承支援等、民間収益事業の支援を行うものとする。”とあり、民間収益事業のリスクがPFI事業に及ぶことが懸念されますが、PFI事業者に課せられる具体的な支援内容、義務の詳細、違反時のペナルティ等については、どのように規定されるのでしょうか。	募集要項等の公表時に示します。
217	別紙2 リスク分担保(案) 民間収益事業に関するリスク	31		4					ここで記載されている支援に関する義務は、市の承諾のもと、第三者に譲渡している場合は該当しないという理解で良いのでしょうか。	第三者に譲渡された場合であっても、合理的な範囲で支援を求める場合があります。詳細については、募集要項等の公表時に示します。
218	別紙2 リスク分担保(案) 民間収益事業に関するリスク	31		4					民間収益事業者の事業放棄等の場合における、PFI事業者の民間収益事業の支援内容は、入札公告時に具体的に示されるのでしょうか。	募集要項等の公表時に示します。

■業務要求水準書(案)に関する質問

NO	タイトル	該当箇所							質問	回答
		頁	第●	●	(●)	カ	(カ)	英小		
1	全般								第2 施設整備に関する要求水準～第5 自由提案事業に関する要求水準 (P.8～70) について、文中の「選定事業者」は、「選定事業者のうちのPFI事業者」を指すものと理解してよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
2	地下残存構造物	2	第1	3	(3)	イ			別紙5記載の地下残存物以外に発覚した残存物について、計画にあたり撤去が必要なものに関しては貴市のご負担において撤去していただけますでしょうか？	ご理解のとおりです。
3	地下残存構造物	2	第1	3	(3)	イ			公表資料以外の地下残存物等の地中障害が発生した場合の撤去費用は市の負担との理解で宜しいでしょうか。また、これに伴い工期延伸の必要が生じた場合は柔軟に協議に応じて頂けるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
4	地下残存構造物	2	第1	3	(3)	イ			地下残存物に関しては、計画上で撤去の必要がないものはそのまま残置させて良いとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
5	土壌汚染	2	第1	3	(3)	ウ			「調査結果を平成25年8月頃に公表」とありますが、同年8月の時点では、参加表明書が提出されており、応募者は提案検討の段階に入っていると考えられます。万一、調査結果で土壌汚染が発覚した場合、要求水準が変更されるのでしょうか？ご方針をご教示願います。	土壌調査の結果によっては、業務要求水準書の変更が必要となる場合も想定されます。なお、その場合において、何らかの対策が必要となった場合には、本事業とは別に市が対応する予定です。
6	土壌汚染	2	第1	3	(3)	ウ			市で行う土壌調査の結果により、対策が必要な場合は、別途、市が対策を行うとの理解でよろしいでしょうか。対策方法の協議等が必要になるため、提案時点で明確な対策法等を設定することが困難かと思われます。	No.5の回答を参照してください。

■業務要求水準書(案)に関する質問

NO	タイトル	該当箇所							質問	回答
		頁	第●	●	(●)	カ	(カ)	英小		
7	地質	2	第1	3	(3)	エ			別紙6地質調査概要によると上層5m～6mまでの範囲でビニール片、コンクリート片等のゴミとなるものが不均一に含まれておりますが、基礎工事等における残土処分に伴い発生する、これらのゴミ処分については別途実数精算となるとの理解でよろしいでしょうか。	ゴミ処分に要する費用負担は、PFI事業者が負うものではありませんが、対処方法及びそれに要する経費等については協議が必要と考えています。
8	地質	2	第1	3	(3)	エ			計画地において埋蔵文化財調査は不要とのことでよろしいでしょうか。調査が必要になる可能性が有る場合には、あらかじめ市にて調査及び発掘等を行っていただけるとのことでよろしいでしょうか。調査内容、調査発掘期間については民間事業者にて設定、管理できるものではありません。	本事業の敷地は、埋蔵文化財包蔵地には指定されていません。
9	設計業務	3	第1	4	(1)	7			設計業務として「事前調査業務」が挙げられておりますが、当該業務を設計企業ではなく建設企業が行ってもよろしいでしょうか？	ご質問の場合、設計企業から建設企業に対して業務の再委託を行うか、建設企業がSPCから直接業務を受託して行うことが考えられます。なお、後者の場合は、建設企業が設計企業の参加資格要件を満たす必要があります。
10	建設業務	3	第1	4	(1)	イ			P.49の「着工前業務」として、「建築確認申請等建築工事に伴う各種申請手続きの実施」が挙げられておりますが、建築確認申請は設計企業が行うことから、「着工前業務」のうち、「建築確認申請等各種申請手続き」は設計業務と理解してよろしいでしょうか？	p.46に記載（「選定事業者は、工事の着工に必要な一切の申請、手続き等を行うこと。」）のとおりです。
11	民間施設の設計、建設、維持管理及び運営業務	4	第1	4	(2)	7			・民間収益事業者が、これら民間施設の設計、建設、維持管理及び運営の各業務を他者に委託することは差し支えないでしょうか。 ・またその場合、業務受託者に関しては特段の要件はなく、民間収益事業者が任意に決定する、ということで宜しいでしょうか。 ・更に、参加表明書提出時には、業務受託者を明らかにする必要はないとの理解で宜しいでしょうか。	上段、中段については、ご理解のとおりです。下段については、ご理解のとおりですが、民間収益事業を実施するSPC②を設立する計画の場合は、参加表明書提出時に、SPC②を設立する旨、及びSPC②に出資する予定の者、SPC②から直接業務を受託し又は請け負う予定の者を示していただく予定です。



■業務要求水準書(案)に関する質問

NO	タイトル	該当箇所							質問	回答
		頁	第●	●	(●)	か	(か)	英小		
12	適用基準	6	第1	5	(3)				適用基準として、ア設計基準、イ建築工事仕様書等、ウ電気設備工事仕様書等、エ機械工事仕様書等の記載がありますが、これらを民間収益事業に適用した場合、民間ノウハウが活用できず民間収益事業の収益性を確保することは難しいため、本適用基準はPFI事業のみが対象であり、民間収益事業（提案施設及び駐車場）は対象とならないとの理解で宜しいでしょうか。	民間収益事業の内、提案施設については純粋に民間の施設であることから、公共の設計基準、仕様書等は適用外としますが、駐車場は事業終了後に安城市に無償譲渡され、市の施設となることから、原則として公共の設計基準、仕様書等を適用するものとします。
13	本事業に関連する構想・計画等	8	第2	1	(2)	イ			実施方針及び業務要求水準書(案)並びに別紙と「本事業に関連する構想・計画等」に齟齬があった場合、実施方針及び業務要求水準書(案)並びに別紙が優先すると考えてよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
14	南明治地区土地区画整理事業に関する事項	8	第2	1	(3)				本件計画地は別紙8「街なみづくり協定書」における都市計画道路沿道地区に準じるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
15	区画整理事業	8	第2						区画整理事業の進捗が遅れた場合、PFI事業にも影響が及ぶことが懸念されます。万が一、区画整理事業の遅延によりPFI事業のスケジュールが遅れた場合、遅延により発生するPFI事業者および民間事業者の費用は、市が負担されると考えてよろしいでしょうか。	市の責任による事業の遅延によって生じた追加費用のうち、合理的な範囲で負担する予定です。ただし、逸失利益の補償までは行いません。条件の詳細については、募集要項等の公表時に示します。
16	施設配置計画	9	第2	2	(1)	ウ			「市の新たな顔となる拠点施設にふさわしい品格と優れた意匠性を備えたもの」とありますが、具体的にどのような施設をイメージしておられますでしょうか？参考にしておられる類似施設等がありましたら、ご教示願います。	特定のイメージやデザインの方向性は想定していません。応募者の自由な発想と独自のデザインに基づく幅広い提案を期待しています。
17	施設配置計画	9	第2	2	(2)				敷地北側への駐車場の配置は不可とありますが、平面駐車場の場合は如何でしょうか。	敷地北側への平面駐車場の配置は不可とします。

■業務要求水準書(案)に関する質問

NO	タイトル	該当箇所							質問	回答
		頁	第●	●	(●)	か	(か)	英小		
18	施設配置計画	9	第2	2	(2)				敷地北側への駐車場の配置は不可とありますが、適切な目隠しなどで覆い、道路のレベルから直接車が見えないような配慮をした場合でも、お認め頂けないのでしょうか。	駐車場について、以下の条件を満たす場合に限り、敷地北側への配置を可とする予定です。詳細の条件については、募集要項等の公表時に示します。 ①駐車場の一部に限る（すべて又は大部分を設けることは不可）。 ②建物の2階以上に配置する（平面配置は不可）。 ③外部（地上レベル）から駐車場と認識されないような意匠等の配慮を施す。 ④公共用・民間用をそれぞれ専用駐車場とせず、一体的な利用を可能とする。 ⑤動線計画、施設配置計画、建物機能上において支障がないと判断される。 ⑥土地賃貸借期間終了時に無償譲渡や解体・撤去、再契約にあたり、適切な対応が可能である。
19	施設配置計画 (駐車場の配置)	9	第2	2	(2)				「敷地北側への駐車場の配置(単独棟での配置又は提案施設の上層部への配置)は不可とする。」とありますが、敷地北側に駐車場を配置しない場合は、提案施設の上層部へ配置することは可能との理解で宜しいでしょうか。	敷地の北側以外において、提案施設の上層部に駐車場を配置する場合は、No.18の回答のうち、①②④⑤⑥の条件を満たしてください。
20	施設配置計画	9	第2	2	(2)				情報拠点施設、提案施設、駐車場の3棟の配置、提案施設及び駐車場の施設規模、及び定期借地対象面積は、要求水準を満たすことを前提として、全て提案に任せられるという理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
21	施設配置計画	9	第2	2	(2)				7,415㎡の施設計画エリアに、情報拠点施設、提案施設及び駐車場の3施設を分棟方式により合理的に配置することとありますが、駐車場は公共用駐車場200台と提案施設用駐車場を1棟に整備しなければならないのでしょうか。	公共用駐車場200台と提案施設用駐車場を1棟に整備することは絶対条件ではありません。No.18の回答に示す条件を満たす場合は、提案施設の上層部に配置することも可能とする予定です。

■業務要求水準書(案)に関する質問

NO	タイトル	該当箇所							質問	回答
		頁	第●	●	(●)	加	(加)	英小		
22	施設配置計画	9	第2	2	(2)				敷地北側への駐車場の配置（単独棟での配置又は提案施設の上層部への配置）は不可としますが、提案施設を敷地北側に配置しなければ、公共施設用200台分を除いた提案施設用の駐車場のみを提案施設の上部へ配置することは可能でしょうか。	No.19の回答を参照してください。
23	施設配置計画	9	第2	2	(2)				「この観点から、敷地北側への駐車場の配置（単独棟又は提案施設の上層部への配置）は不可」とありますが、「この観点」つまり「安城市の顔」としてふさわしい品格を備えたランドマークとなるよう十分な配慮」がされており、且つ、定借期間終了後の市への無償譲渡に支障がなければ、敷地北側に駐車場の一部を提案施設の上層部へ配置する提案はお認めいただけますでしょうか？	No.18の回答を参照してください。
24	施設配置計画	9	第2	2	(2)				敷地北側に関しては、提案施設の上層部には駐車場の配置が不可となっておりますが、建物の外観上等で駐車場として認識されない配慮を行ったとしても不可なのでしょうか。民間収益施設を長期間に渡り安定的に運営していくためにも計画されている駐車場棟以外に民間収益施設に必要です。	No.18の回答を参照してください。
25	施設配置計画	9	第2	2	(2)				敷地北側には立体駐車場は不可だが、平面駐車場の設置は可能との理解でよろしいでしょうか。	No.17の回答を参照してください。
26	施設配置計画 (分棟方式)	9	第2	2	(2)				平成24年12月公表の事業計画(P25)には、分棟方式と合築方式の2種類の比較表が掲載されており、「分棟方式とは、公共施設と民間施設を建築構造上、分離し、かつ、各施設の施設を区分する方式」との記載があります。分棟方式の定義は事業計画の定義によるとの理解で宜しいでしょうか。	分棟方式の定義は事業計画の定義を基本的に変えていません。法的な解釈について若干補足した点があり、No.27の回答を併せて参照してください。

■業務要求水準書(案)に関する質問

NO	タイトル	該当箇所							質問	回答
		頁	第●	●	(●)	カ	(カ)	英小		
27	施設配置計画 (分棟方式)	9	第2	2	(2)				「情報拠点施設、提案施設及び駐車場の3施設を分棟方式により合理的に配置すること(なお、ここでいう分棟とは、建築基準法、消防法における一棟、別棟の解釈とは必ずしも連動しない。)」とありますが、これは、建築構造上分離していれば、建築基準法上の一棟でも構わないとの主旨でしょうか。本文書の意図をご説明ください。	3施設は構造的に分離された3つの棟によって構成され、定期借地権の設定に基づき、それぞれの建物と敷地の関係が明確にできることを前提としますが、建築基準法、消防法における「別棟」条件の遵守を前提とすると、施設計画上の制約が厳しくなりすぎる可能性が大きいことから、必ずしもこれらと連動しないとしたものです。
28	施設配置計画	9	第2	2	(3)				分棟方式の分棟は、建築基準法、消防法における1棟、別棟の解釈とは必ずしも連動しないとありますが、具体的にどのような形式までが認められるのかの事例をご教示いただけますでしょうか？	No.27の回答を参照してください。
29	敷地内動線計画 (区画道路10-4号線)	9	第2	2	(3)				「敷地南側の道路(区画道路10-4号線)」とありますが、別紙2 敷地図に区画道路10-4号線の記載がありませんので、記載をお願いします。	「敷地南側の道路(区画道路10-4号線)」とあるのは、区画道路10-2号線を正として訂正します。
30	各施設に対応する敷地の設定 及び権利形態等に関する事項	10	第2	2	(3)				「提案施設用地及び駐車場用地を分筆して土地賃借権を設定することができる」とありますが、貴市と民間収益事業者との間で交わす定期借地契約は1契約のみと理解してよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
31	敷地内動線計画 (東西の通り抜け歩行者動線)	9	第2	2	(3)				「情報拠点の1階には、交流・多目的スペースと一体となった東西の通り抜け歩行者動線を設け、交流ロビーや多目的ホールのホワイエ等と広場のつながりを確保すること」とあります。敷地東側の南明1号線から広場への通り抜けるための歩行者動線の確保が必要との理解で宜しいでしょうか。この場合、通り抜け歩行者動線は、情報拠点施設の運営時間内のみ通り抜けができる建築計画とする、(つまり、24時間365日の開放は必要ない)との理解で宜しいでしょうか。	業務要求水準書(案)の趣旨として、最低限の要求事項としてはご理解のとおりですが、設計上の工夫等により、24時間365日の通り抜けが可能な計画の提案も可とします。

■業務要求水準書(案)に関する質問

NO	タイトル	該当箇所							質問	回答
		頁	第●	●	(●)	カナ	(カナ)	英小		
32	各施設に対応する敷地の設定及び権利形態等に関する事項	10	第2	2	(4)				“提案施設用地及び駐車場用地を分筆して土地賃借権を設定することができるように配慮すること”とありますが、(提案施設と駐車場の所有者が異なる場合に限らず、同一の所有者である場合を含め、)各施設毎に貴市と施設所有者間にてそれぞれ別個の土地使用賃借契約を締結する、という理解で宜しいでしょうか。	市の土地賃貸借契約の相手方は1者となります。分筆は必須ではありません。
33	各施設に対応する敷地の設定及び権利形態等に関する事項	10	第2	2	(4)				「提案施設用地及び駐車場用地を分筆して土地賃借権を設定することができるよう配慮すること」とあります。これは、民間収益事業用地(①提案施設用地+②駐車場用地)全体を分筆し、民間収益事業用地全体で土地賃借権を設定できれば良いとの理解で宜しいでしょうか。それとも、①提案施設用地と②駐車場用地を別々に分筆して、①②の用地ごとに土地賃貸借契約を締結する必要があるのでしょうか。	前段のとおりです。
34	各施設に対応する敷地の設定及び権利形態等に関する事項	10	第2	2	(4)				「提案施設用地及び駐車場用地を分筆して土地賃借権を設定」とありますが、分筆に係る費用については、貴市負担との認識でよろしいでしょうか。	市が負担します。
35	防災への配慮	10	第2	3	(1)	ウ			防災対策として、防災備蓄も計画に含める必要があるでしょうか？また、必要な場合、防災備蓄の調達については貴市のご負担と考えて宜しいでしょうか？	防災備蓄は本事業の対象外とします。
36	防災への配慮	10	第2	3	(1)	ウ			災害発生時の住民の一時避難の拠点として、受け入れ人数の想定はございますでしょうか？	一時的に避難できる広場、公園、空地进行を指定するものであり、受け入れ人数の想定はしてません。

■業務要求水準書(案)に関する質問

NO	タイトル	該当箇所							質問	回答
		頁	第●	●	(●)	カナ	(カナ)	英小		
37	防災への配慮	10	第2	3	(1)	ウ			『救援・復旧活動の拠点として機能する』とありますが、活動の具体的な内容についてお示しください。必要設備等の建物としての機能設定に必要かと思われます。	主に広場、公園を一時的な避難場所とするもので、防災ベンチやマンホールトイレ、防災倉庫などの配備が考えられます。
38	防災への配慮	10	第2	3	(1)	ウ			「震災等の広域災害の発生時には、広場・公園を含めて周辺住民の一時避難や救援・復旧活動の拠点の1つとして機能するよう配慮すること」とありますが、本計画地は、貴市の一時避難地等に指定されるとの理解で宜しいでしょうか。	一時避難地等に指定する予定です。
39	「先進的環境技術の採用」に関する事項	12	第2	3	(1)	エ	(サ)	ii)	先進的な環境技術の例示として、「大規模な太陽光発電設備」「大規模な壁面緑化」が挙げられておりますが、定量的な評価基準が設けられると理解してよろしいでしょうか？	太陽光発電設備の規模や壁面緑化の面積に基づく定量的な評価基準の設定は想定していません。事業者選定基準の詳細は、募集要項等の公表時に示します。
40	延床面積	12	第2	3	(2)	ア			延床面積について8,700㎡+5%以内で計画する必要があり、+5%を超えた場合は要求水準逸脱になるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
41	各室の面積	12	第2	3	(2)	イ			各室の要求面積について、提示されている面積に対して上限及び下限はどの程度まで許容されるのでしょうか。	業務要求水準書(案)p.12の(2)の「イ 各室の面積」の記載によるものとし、「…㎡程度」「適宜」と記載されたものについては、面積の上限、下限を%で規定することは想定していません。
42	機能連関図	14	第2	3	(2)	ウ			ご提示されております機能連関図はあくまで構成イメージであり、諸室毎の隣接条件等は絶対条件では無いとの理解で宜しいでしょうか。	機能連関図に示す隣接条件、近接条件等は、原則として満足することが望ましい条件として示しています。ただし、施設計画上の制約等も勘案し、必要な機能的条件が確保されていれば、ある程度柔軟に解釈することも可とします。

■業務要求水準書(案)に関する質問

NO	タイトル	該当箇所							質問	回答
		頁	第●	●	(●)	カナ	(カナ)	英小		
43	機能関連図	14	第2	3	(2)	ウ			凡例に、「隣接条件」と「近接条件」がありますが、それぞれの具体的な定義についてご教示ください。(隣接は通路を介して向かい側は可能不可能、近接はどの程度まで可能か等)	No.42の回答を参照した上で、選定事業者の提案によるものとします。
44	機能関連図	14	第2	3	(2)	ウ			機能関連図の、エントランスホール部分に「BP」とありますが、これはブックポストとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
45	図書情報館	15	第2	3	(3)	ア			「まちの魅力発見コーナー」等の設置、運営は市が行うとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。併せてNo.57の回答を参照してください。
46	共通事項	15	第2	3	(3)	ア			市が設置するシステム、機器、配管、配線、備品等を設置するために必要となる、補強、下地等を施すことに伴う費用は、本事業費に含まず別途市が負担するとの理解でよろしいでしょうか。	一般的な機器設置対応の補強、下地等は本事業費に含むものとします。
47	図書情報館（共通事項）	16	第2	3	(3)	ア			実施方針別紙1業務分担表において、図書情報館システムの設置、維持管理は市の分担となっております。BDSの設置もPFI事業者ではなく市が行うとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
48	図書情報館（共通事項）	16	第2	3	(3)	ア			設置するBDSの仕様や図書館システムとの運営上の連携内容等をご提示ください。	BDS自体の設置は市が行います。
49	図書情報館	16	第2	3	(3)	ア			「BDSを設置」とありますが、BDSにはシステムが関わります。情報システムは別途貴市が発注することから、BDSの設置はPFI事業範囲外であり、情報システム企業の業務ではないでしょうか？	ご理解のとおりです。

■業務要求水準書(案)に関する質問

NO	タイトル	該当箇所							質問	回答
		頁	第●	●	(●)	カ	(カ)	英小		
50	図書情報館	17	第2	3	(3)	ア			「入館者数及び在館者数が常時把握し統計処理できるシステムを導入するとともに、BDSの活用等により・・・」とありますが、貴市が別途選定する情報システム企業の行う業務とPFI事業者の行う業務の版りを明確化していただけませんか？	ご意見を踏まえ、情報システムに関する業務区分に関する資料を募集要項等の公表時に示します。
51	図書情報館（共通事項）	17	第2	3	(3)	ア			機器設置対応には、機器本体の調達、設置及び機器に接続される配線は含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
52	図書情報館（共通事項）	17	第2	3	(3)	ア			入館者数及び在館者数を把握する統計処理できるシステムは、必要な機器類も含め調達、設置、運営はPFI事業者ではなく市との理解でよろしいでしょうか。	情報拠点施設全体における入館者数及び在館者数の把握等に係るシステムの導入（必要な機器類の調達、設置、運営を含む）は、PFI事業者が行ってください。図書情報館におけるBDS設置並びに入館者数及び在館者数の把握と統計処理については、市が行うこととします。
53	共通事項	17	第2	3	(3)	ア			インターネットへの接続料、通信料、及びそれに伴う契約も市が実施するとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
54	共通事項	17	第2	3	(3)	ア			LAN機器の更新に伴う、管路等の機器設置対応の更新費用も、市が負担するとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。



■業務要求水準書(案)に関する質問

NO	タイトル	該当箇所							質問	回答
		頁	第●	●	(●)	カ	(カ)	英小		
55	共通事項	17	第2	3	(3)	ア			利用者認証機能付きゲートを設置する場合、その機能としては、利用者個人を特定でき、個人ごとに入退館時間の把握とその情報の蓄積でき、なおかつ駐車場の利用料金減免に対応した自動清算ができるように自動精算機とデータが連携ができるものを望むとの理解でよろしいでしょうか。また、設置した場合は、利用者認証機能付きゲートの維持管理業務、利用者認証のためのICカード等の備品の用意及び利用者の登録などの運営業務は、市の費用で市が実施するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
56	図書情報館	18	第2	3	(3)	ア			「エントランスホール・その他ロビー等」の⑤で「デジタルサイネージやスマートフォン等による最新技術を駆使した提案をすることが望ましい。」とありますが、当該提案を行う場合、貴市が行うLANの設置、及び別工事となる情報システムとの連携についてのお考えをご教示願います。	業務要求水準書(案)のご指摘の箇所及びp.40「第2章3(5)イ」の記述をふまえ、情報伝達・交流・コミュニケーションの観点から施設整備上の効果的な提案を期待するものです。実際の運用においては、PFI事業の範囲に該当する項目がないことから、安城市が整備する情報システム及びLANの中での運用を想定します。
57	図書情報館（エントランスホール・その他ロビー等）	18	第2	3	(3)	ア			まちの魅力発見支援コーナーを設ける事となっていますが、PFI事業者はコーナーのスペースを適切に計画整備し、展示物用の台等を設置するのみで、展示物、デジタルサイネージ用機器及びコンテンツ等の調達、設置、運営は市が行うとの理解でよろしいでしょうか。デジタルサイネージ機器等については、コンテンツ提供者、運営者により必要なもの等が違う可能性があります。	まちの魅力発見支援コーナーの計画・整備はPFI事業者が行ってください。また、提案により、デジタルサイネージ等を活用する場合も、機器の調達、設置はPFI事業者が行ってください。コーナー展示物の設置、調達、運用、デジタルサイネージのコンテンツの調達・運用は市が行いますが、当該コーナーの提案にあたっては、コンテンツ等の内容まで含めて提案していただくことは可能です。

■業務要求水準書(案)に関する質問

NO	タイトル	該当箇所							質問	回答
		頁	第●	●	(●)	カナ	(カナ)	英小		
58	エントランスホール・その他ロビー等	18	第2	3	(3)				予約棚はPFI事業範囲外とのことですが、その予定仕様（システム・スペース等）について、より詳細な内容を公表いただけますでしょうか。	市が実施する「図書情報館システム及び一部備品等の設置業務」は、今後、具体的な検討を行う予定のものであり、また、別途調達される業務に関わるものであることから、募集要項等の公表時に詳細を公表することは想定していません。ただし、市が実施する業務の概要や官民の業務区分の考え方について、可能な範囲において、募集要項等の公表時に概略の提示、又は、補足説明を行うことを検討します。
59	図書館情報館 エントランスホール・その他ロビー等⑦	18	第2	3	(3)	ア			⑦に『「除籍本リサイクルコーナー」スペースに近接してボランティア用の控え室を確保』とありますが、控え室はシャッターにより閉鎖できる構造外と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
60	図書館情報館 エントランスホール・その他ロビー等 ⑦	18	第2	3	(3)	ア			⑦の「ボランティア用の控え室」は、BDS外の一角に確保することとなると思われませんが、「P28 ボランティア室」はバックヤードの一角に配置することが想定されていると思われます。この2室は特に近接させる必要はないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
61	図書館情報館 一般開架・閲覧室 ③ 児童開架・閲覧室 ③	18	第2	3	(3)	ア			③に「書架間の通路幅を1.4m以上とし」とあります。書架間芯々で1.8m、複式書架幅0.45mとして、通路幅1.35mが確保できれば、車椅子やブックトラックと人がすれちがいが可能です。通路幅1.35m以上で書架を配置してもよろしいでしょうか。	書架間の通路幅は「1.35m以上」を正として訂正します。

■業務要求水準書(案)に関する質問

NO	タイトル	該当箇所							質問	回答
		頁	第●	●	(●)	カ	(カナ)	英小		
62	一般開架・閲覧室 (インターネット閲覧用PCの配置)	19	第2	3	(3)	ア			<p>「④(略)20席分はインターネット閲覧用PCを配置できる設えとすること。」とあります。</p> <p>パソコンの購入・設置及びインターネット回線(有線または無線)の引込み・契約・費用負担は市が実施する業務の「図書館システム及び一部備品等の設置業務」に含まれ、PFI事業の範囲外との理解で宜しいでしょうか。</p> <p>また、P17共通事項⑩に、「無線LAN(Wi-Fi)環境を整備し、ノートPC等の持ち込み機器によるインターネット利用が可能なものとする」とありますが、20席分のインターネット閲覧用も上記無線LANを利用するのでしょうか、それとも別途有線LANの設置を想定されているのでしょうか。市の整備内容及び民間の業務範囲をご提示下さい。</p> <p>同様の記載のある、要求水準書(P19)の地域資料室公開書庫(準開架室)の20席分、要求水準書(P20)の児童開架・閲覧室の10席分のインターネット閲覧用PCについてもご教示下さい。</p>	<p>パソコンの購入・設置及びインターネット回線(有線または無線)の引込み・契約・費用負担は市が実施する業務の「図書館システム及び一部備品等の設置業務」に含まれます。これらのPCは有線・無線両方の接続が可能なように当該スペース及び家具・備品の対応を行うものとします。以上、地域資料室(準開架室)及び児童開架・閲覧室についても同様とします。</p>
63	受付及びサービスカウンター (資料検索用のPC端末の設置)	19	第2	3	(3)	ア			<p>「④レファレンスカウンターは(略)、資料検索用のPC端末の設置に対応した設えとすること。」とあります。</p> <p>パソコンの購入・設置及びインターネット回線(有線または無線)の引込み・契約・費用負担は市が実施する業務の「図書館システム及び一部備品等の設置業務」に含まれ、PFI事業の範囲外との理解で宜しいでしょうか。</p> <p>また、P17共通事項⑩に、「無線LAN(Wi-Fi)環境を整備し、ノートPC等の持ち込み機器によるインターネット利用が可能なものとする」とありますが、資料検索用のPC端末は上記無線LANを利用するのでしょうか、それとも別途有線LANの設置を想定されているのでしょうか。市の整備内容及び民間の業務範囲をご提示下さい。</p>	<p>パソコンの購入・設置及びインターネット回線(有線または無線)の引込み・契約・費用負担は市が実施する業務の「図書館システム及び一部備品等の設置業務」に含まれます。選定事業者においては、これらのPCについて、有線・無線両方の接続が可能なように当該スペース及び家具・備品の対応を行ってください。</p>

■業務要求水準書(案)に関する質問

NO	タイトル	該当箇所							質問	回答
		頁	第●	●	(●)	カ	(カ)	英小		
64	図書館情報館 受付及びサービスカウンター ①	20	第2	3	(3)	ア			①に各カウンターは「各階層の事務室に近接する位置に配置すること」とありますが、場合によっては利用者動線及び管理動線を考えて、一部独立型のカウンターの方がより合理的な配置になるケースもあると考えます。「事務室に近接」を必須条件としないカウンター配置も考えてよろしいでしょうか。	隣接条件、近接条件等は、原則として満足することが望ましい条件として示しています。ただし、施設画面上の制約等も勘案し、必要な機能的条件が確保されていれば、ある程度柔軟に解釈することも可とします。
65	図書館情報館（ブラウジングラウンジ）	21	第2	3	(3)	ア			運営・管理上可能であれば交流・多目的スペースと一体的に計画することも可とありますが、運営・管理上可能かどうかの判断のために、提案前に運営される市との協議等の機会を設けていただくことは可能でしょうか。	現時点では応募者との個別対話を行うことは予定していませんが、ご意見として承ります。
66	受付及びサービスカウンター （自動返却機や予約棚）	21	第2	3	(3)	ア			カウンターの計画や建築計画を検討する上で必要となりますので、市が整備する自動返却機や予約棚などの備品や市システムについて、設置規模・台数などの情報をご提供ください。	No.58の回答を参照してください。
67	受付及びサービスカウンター （ブックポスト、自動返却機、自動仕分け機等）	21	第2	3	(3)	ア			「⑥一般受付又は児童受付のいずれか下層階の主たるカウンターには、ブックポストとも連動した自動返却機を設置できるスペースを確保すること。（中略）自動仕分け機の設置及び仕分けスペース(100㎡)を確保すること」とあります。ブックポスト、自動返却機、自動仕分け機等は、貴市が整備し、PFI事業の範囲外との理解で宜しいでしょうか。 また、どのようなシステムや機器の導入を想定されているのかご教示ください。	前段については、ご理解のとおりです。 後段については、ブックポストは選定事業者の設置とし、システムとの連携は市が行う予定です。 なお、市が実施する業務の概要や官民の業務区分の考え方について、可能な範囲において、募集要項等の公表時に概略の提示、又は、補足説明を行うことを検討します。
68	受付及びサービスカウンター （セルフサービスのコピー機）	21	第2	3	(3)	ア			「⑦(略)セルフサービスのコピー機を設置するスペースを確保すること。」とあります。コピー機は、貴市が整備するとの理解で宜しいでしょうか。その場合、どのようなコピー機を想定されているのか、設置機種や台数等の条件をご教示ください。	前段については、ご理解のとおりです。 後段については、現時点では詳細の条件は未定ですが、一般的な機種とご理解ください。なお、市が実施する業務の概要や官民の業務区分の考え方について、可能な範囲において、募集要項等の公表時に概略の提示、又は、補足説明を行うことを検討します。

■業務要求水準書(案)に関する質問

NO	タイトル	該当箇所							質問	回答
		頁	第●	●	(●)	カ	(カナ)	英小		
69	図書情報館	22	第2	3	(3)	ア			パソコンコーナーについて、「外部データベース閲覧用のPCとして・・・」とありますが、PCの設置はPFI事業者の業務でしょうか？その場合、ハードとしてのPCのみを設置すればよろしいでしょうか？	パソコンの購入・設置及びインターネット回線(有線または無線)の引込み・契約・費用負担は市が実施する業務の「図書情報館システム及び一部備品等の設置業務」に含まれます。選定事業者においては、これらのPCについて、有線・無線両方の接続が可能ないように当該スペース及び家具・備品の対応を行ってください。
70	図書情報館(音楽・画像・映像等編集スタジオ)	22	第2	3	(3)	ア			市が設置する機器・システムについてご提示ください。必要設備類、部屋形状の検討に必要となります。	No.58の回答を参照してください。
71	パソコンコーナー (外部データベース閲覧用のPC)	22	第2	3	(3)	ア			「①外部データベース閲覧用のPCとして一般開架・閲覧室、地域資料室兼公開書庫、児童開架・閲覧室の3ヶ所に付随つつ形でそれぞれの受付カウンターに近接して、一般用6台、地域資料室兼公開書庫用10台、児童用4台の計20台を配置すること。」とあります。 パソコンの購入・設置、インターネット回線(有線または無線)の引込み・契約・費用負担及び外部データベースの契約・費用負担は、市が実施する業務の「図書情報館システム及び一部備品等の設置業務」に含まれ、PFI事業の範囲外との理解で宜しいでしょうか。 また、P17共通事項⑩に、「無線LAN(Wi-Fi)環境を整備し、ノートPC等の持ち込み機器によるインターネット利用が可能なものとする」とありますが、計20台分の外部データベース閲覧用も上記無線LANを利用するのでしょうか、それとも別途有線LANの設置を想定されているのでしょうか。市の整備内容及び民間の業務範囲をご提示下さい。	No.69の回答を参照してください。

■業務要求水準書(案)に関する質問

NO	タイトル	該当箇所							質問	回答
		頁	第●	●	(●)	カ	(カナ)	英小		
72	AVコーナー (CD・DVDの視聴用機器)	22	第2	3	(3)	ア			「⑦視聴席は(略)、CD・DVDの視聴用機器が適切に設置でき、ニーズや機器更新に柔軟に対応できる設えとすること」とあります。 CD・DVDの視聴用機器の購入・設置は、市が実施する業務の「図書情報館システム及び一部備品等の設置業務」に含まれ、PFI事業の範囲外との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
73	グループ学習室 (eラーニング(バイリンガル)ルーム)	23	第2	3	(3)	ア			「④(略)eラーニング(バイリンガル)ルームとして外国語放送がスピーカーで視聴できる設えとする」とありますが、どのような利用を想定されているのでしょうか。また、外国語放送が視聴できる設えとは、他のグループ学習室の放送設備と異なる仕様とする必要があるのでしょうか。貴市が想定されている設えをご提示下さい。	全館共通の音響設備に加えて、その部屋単独の音響設備により外国語放送等の視聴が可能な設えを想定しています。
74	図書情報館	27	第2	3	(3)	ア			閉架書庫について、「集密書架(手動式)の採用を基本とし」とありますが、自動閉架書庫を提案してもよろしいでしょうか?	不可とします。
75	図書館情報館 閉架書庫 ②	27	第2	3	(3)	ア			②に「蔵書収容数は合計で90,000冊(1カ所あたり30,000冊程度)」とありますが、各階の諸室配置・書架配置によっては、各階で必要となる閉架書庫収容冊数に差をつけたほうが効率的となるケースも考えられます。各階の収容数に差をつけてもよろしいでしょうか。	閉架書庫の収容冊数は厳密に均等である必要はなく、差をつけた提案も可とします。積極的な理由(メリット)に基づいて差をつけた提案を行う場合は、提案書中に考え方を明記してもらう予定です。ただし、市側の考え方にに基づき、実施段階で変更・調整を求める可能性があります。

■業務要求水準書(案)に関する質問

NO	タイトル	該当箇所							質問	回答
		頁	第●	●	(●)	カナ	(カナ)	英小		
76	配送整理室	27	第2	3	(3)	ア			中央図書館1館と地区公民館等図書館10ヶ所で予約資料を毎日搬送するとのことですが、毎日移動する書籍等の種類や冊数等の情報(現況及び将来計画)をご提供ください。学校図書館との連携により必要となる配送量に関する情報(現況及び将来計画)についてもご提供ください。	予約図書を中心に、カラーボックスで現在1カ所当たり1~4箱、1日20箱前後を搬送しており、今後増える見込みです。現在、年間約20万件の予約があり、その内約6割の12万件は公民館等での受取りです。 学校図書館には団体貸出により年間約4万冊の貸出を行っています。25年度からは専任の学校司書が配置されますので、今後は今以上に連携が深まり利用が増えるものと思われます。
77	図書情報館	28	第2	3	(3)	ア			コンピュータ室について、「サーバー機器等を設置」とありますが、サーバー機器等の設置はPFI事業者の業務でしょうか?その場合、情報システム企業との役割分担をどのように考えればよろしいでしょうか?	サーバー機器等は市が設置します。
78	図書情報館(学校図書館支援室)	28	第2	3	(3)	ア			連絡ボックスについて1校あたりの必要な大きさをご提示ください。	h=400mm、w=400mm、d=400mm程度の通常の大きさで結構です。
79	図書情報館(コンピューター室)	28	第2	3	(3)	ア			市で設置する機器類の種類、数量等をご提示ください。電源容量、熱負荷の検討に必要です。	同規模以上の図書館を参考に、選定事業者にて想定してください。
80	コンピューター室	28	第2	3	(3)	ア			サーバー、コンピューターは市の方で設置をする事という理解をしますが、よろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
81	交流・多目的スペース	30	第2	3	(3)	イ			多目的ホールの具体的な用途及び想定利用率をご教示いただけますでしょうか?	ホールの用途については、中心市街地拠点整備事業計画p.15(イ)施設内容をご覧ください。 利用率の想定はしていません。
82	交流・多目的スペース関係(多目的ホール席数)	30	第2	3	(3)	イ			多目的ホールは説明会では250席と発言がありましたが、200~300席を250~300席と考えてよろしいですか。	椅子席で250名の収容が必要です。

■業務要求水準書(案)に関する質問

NO	タイトル	該当箇所							質問	回答
		頁	第●	●	(●)	カナ	(カナ)	英小		
83	交流・多目的スペース（交流ロビー・ギャラリー等）	32	第2	3	(3)	イ			公衆電話、駐車場精算機、自動販売機、照明写真撮影機等の設置は未確定との事ですが、これらの設置はPFI事業者ではなく市による設置と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
84	交流・多目的スペース（交流ロビー・ギャラリー等）	32	第2	3	(3)	イ			200インチ以上の大型液晶ディスプレイはPFI事業者により設置するものではないとの考えでよろしいでしょうか。	空間にふさわしい大型液晶ディスプレイ及びそれに付属する設備を選定事業者が設置してください。
85	交流ロビー・ギャラリー等	32	第2	3	(3)	イ			<p>「⑤提案により、図書館情報館のエントランス・その他ロビー等と一体的に計画することも可とし、200インチ以上の大型液晶ディスプレイを備えた「パブリックビューイング」等に対応する空間を設置すること。」とありますが、</p> <p>1)大型液晶ディスプレイの購入・設置（設置に伴う下地工事も含む）は、市が実施する業務の「図書館情報館システム及び一部備品等の設置業務」に含まれ、PFI事業の範囲外との理解で宜しいでしょうか。民間事業者の業務範囲を明示してください。</p> <p>2)市が想定している、200インチ以上の大型液晶ディスプレイのパブリックビューイング以外の活用方法を教えて下さい。</p> <p>3)200インチ以上の大型液晶ディスプレイは、「市販品サイズの50インチ等を複数組み合わせることで200インチ以上にする」「200インチ以上に投影できるプロジェクターとスクリーンを設置する」等で代用する想定でも宜しいでしょうか。</p>	<p>前段については、No.84の回答を参照してください。</p> <p>中段については、パブリックビューイング以外の具体的な活用方法は、現時点では市政情報の提供、地域のまちづくりに関する情報の提供を想定していますが、詳細については、今後検討していく予定です。</p> <p>後段については、現時点においては、複数の液晶モニターを組み合わせたマルチディスプレイを想定しています。</p>



■業務要求水準書(案)に関する質問

NO	タイトル	該当箇所							質問	回答
		頁	第●	●	(●)	カ	(カ)	英小		
86	各導入機能及び要求諸室に関する事項	33	第2	3	(3)	イ			管理室の要求水準として、②に夜間通用口に面して守衛室を兼ねられる計画とすること、とありますが、65頁の(8)警備業務の要求水準に、機械警備と深夜・早朝等の2回の建物外周巡回・パトロールをすること、提案により有人警備も可とあり、有人警備を提案する場合の警備員室を兼ねるとの理解してよろしいでしょうか。それ以外の守衛機能を想定されていますでしょうか。	管理室における守衛室としての機能は、ご指摘のように有人警備を提案する場合以外に、必要に応じて警備員を配置する場合や、将来的な警備方式の変更等に対応するものとして想定しています。
87	その他(駐車場)	34	第2	3	(3)	エ			荷捌き駐車場も民間施設として整備するとなっておりますが、民間施設ではなく、図書館の施設として一体的に設けることも可能でしょうか。図書館の運営を考慮した場合に利便性が良いと考えます。	公共施設(図書情報館、交流・多目的スペース等)の荷捌き駐車場は、一体的に公共施設内に設置してください。民間施設用の荷捌き駐車場は、これと別に民間施設側に設ける必要があります。
88	給排水衛生設備(給水設備)	34	第2	3	(4)	ウ	(ア)		「広域災害直後に本施設及び近隣住人等に必要最低限の給水対応が可能」とありますが、市が想定している近隣住人等の利用想定人数及び供給可能最低時間についてご提示ください。	本施設は、市の防災施策上、特別な位置付けの施設ではないため、具体的な内容は選定事業者の提案によるものとします。なお、対応内容としては、基本的な給水設備の能力・仕様設定に加えて、非常用発電機による給水ポンプの電源バックアップや、受水槽からの直接採水対応等の可能性を想定し、具体的な内容については、選定事業者の提案によるものとします。
89	共通事項	35	第2	3	(4)	ア			「複合公共施設の各機能・用途ごとに計量管理(※必要に応じて課金管理)が可能な計画」とありますが、現時点では取引用の計量器の設置は必要無いとの理解でよろしいでしょうか。	自由提案施設を設置する場合は、当該箇所について取引用の計量器を設ける必要性があります。
90	設備排水	37	第2	3	(4)	ウ			突発的な豪雨等に対して、地域の関連規定・要綱等に準拠するとありますが、安城市ハザードマップ『もし、鹿乗川などがあふれたら』『もし、矢作川があふれたら』に準拠して提案するとの理解でよろしいですか。	安城市雨水流出抑制施設設置技術基準の準拠が必要です。

■業務要求水準書(案)に関する質問

NO	タイトル	該当箇所							質問	回答
		頁	第●	●	(●)	カナ	(カナ)	英小		
91	電気設備（発電機設備）	38	第2	3	(4)	エ	(ウ)		図書情報館の情報システムにおいてバックアップ電力が必要な機器の電気容量等をご提示ください。	同規模以上の図書館を参考にする等により、必要な電気容量を想定してください。
92	電話設備	38	第2	3	(4)	エ	(キ)		業務連絡にはPHSを使用するものとし、これに対応した機器類、アンテナ等の設置対応を適切に見込むこととあり、( )書きの中で、機器類の設置、端末機及びサービス等の契約は貴市が行うとあります。これはPHS本体部分のみ貴市が費用含めて対応されるとの理解でよろしいでしょうか。	館内のPHS運用に係る機器、アンテナ等の設置及びPHS本体の供給、運用サービス、メンテナンス等を一括して安城市がPHS事業者と契約するものとし、PFI事業においてはこれらに対応する機器設置スペース、管路敷設、機器取り付け下地等の対応を事業範囲とします。
93	電気設備（発電機設備）	39	第2	3	(4)	エ	(サ)		市で計画し設置するシステム用の配線量をご提示ください。	同規模以上の図書館を参考にする等により、必要な配線量を想定してください。
94	入退室管理設備	39	第2	3	(4)	エ	(セ)		各施設の通用口にはICカードによる入退室管理設備を設置し、とありますが、P65(8)ウの機械警備の監視カメラ、動線規制を合わせ、室名毎に具体的にセキュリティレベルをご提示ください。	概略のセキュリティレベル（ゾーニング）設定の考え方を回答別紙「セキュリティレベル（ゾーニング）概念図」に示しますので参照してください。
95	備品整備について	40	第2	3	(5)	ア			家具・備品について、館内設置予定のゴミ箱は対象となるのでしょうか？	館内各所のゴミ箱等は当該項の末尾の文章を適用し、PFI事業の範囲とします。
96	書籍の位置情報管理システムの導入	41	第2	3	(4)	ア			「ICタグによる書籍の位置情報管理（書架アンテナ）システムの導入に十分に配慮すること。」とあります。 同システムの導入自体は、PFI事業の範囲外で市が整備し、実施方針(P5)の「ウ市が実施する業務」のうち図書館情報システムの設置業務に含まれるとの理解で宜しいでしょうか。 また、市が設置する図書館情報システムの内容をご提示ください。	同システムの導入自体は市が実施する図書館情報システムに含まれます。 市が実施する「図書館情報システム及び一部備品等の設置業務」は、今後、具体的な検討を行う予定のものであり、また、別途調達される業務に関わるものであることから、募集要項等の公表時に詳細を公表することは想定していません。 ただし、市が実施する業務の概要や官民の業務区分の考え方について、可能な範囲において、募集要項等の公表時に概略の提示、又は、補足説明を行うことを検討します。

■業務要求水準書(案)に関する質問

NO	タイトル	該当箇所							質問	回答
		頁	第●	●	(●)	カ	(カ)	英小		
97	家具・備品、サイン等に関する事項（家具備品）	41	第2	3	(5)	ア			「家具・備品の整備・調達に当たっては、安城市が整備する各種システムとの取り合いや整合性、区分の明確化等について、十分に協議を行うこととする」とありますが、提案時点での条件（各種システム機器種等）、区分をご提示ください。	市が実施する「図書情報館システム及び一部備品等の設置業務」は、今後、具体的な検討を行う予定のものであり、また、別途調達される業務に関わるものであることから、募集要項等の公表時に詳細を公表することは想定していません。 ただし、市が実施する業務の概要や官民の業務区分の考え方について、可能な範囲において、募集要項等の公表時に概略の提示、又は、補足説明を行うことを検討します。
98	液状化対策	42	第2	4	(3)	ア			広場・公園に対して液状化対策を施す必要はありますか。対策を施す必要がない場合、万が一液状化が発生し、広場や公園の利用に支障が生じた場合でも、PFI事業者の責任とはならないと考えてよろしいでしょうか。	前段については、液状化対策を必須条件として要求することは考えていませんが、応募者において液状化対策が必要と判断して提案することを拒否するものではありません。 後段については、不可抗力等の発生により液状化が生じ、利用に支障が生じた場合には、PFI事業者の責任にはならないと考えます。
99	広場に係る要求水準	43	第2	4	(3)	イ			「屋根付きエリアに仮設ステージを設置して」とありますが、仮設ステージは、PFI事業者が整備する備品ではないと理解してよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。 仮設ステージを含む広場用備品を収納できる倉庫を新たにPFI事業において設ける予定です。具体的な要求水準は、募集要項等の公表時に示します。
100	広場に係る要求水準	43	第2	4	(3)	イ			「屋根付きエリアに仮設ステージを設置して」とありますが、仮設ステージは、本施設の中に保管しておくものでしょうか？それとも、イベント主催者が持ち込むものでしょうか？	No.99の回答を参照してください。
101	広場の屋根付きエリア	43	第2	4	(3)	イ			「広場の一角に、雨天時の利用に配慮した屋根付きのエリアを設けること」とありますが、屋根付きエリア(500㎡)は広場(3,890㎡)の敷地に独立した構造物として屋根を設ける必要がありますでしょうか。他の施設と一体的な構造物として整備し、全体として500㎡の屋根付きエリアを整備することは可能でしょうか	拠点施設敷地と広場用地は区分されていることから、屋根つきエリア(500㎡)は広場(3,890㎡)の敷地に独立した構造物として屋根を設けるものとします。

■業務要求水準書(案)に関する質問

NO	タイトル	該当箇所							質問	回答
		頁	第●	●	(●)	カナ	(カナ)	英小		
102	公園に係る要求水準	43	第2	4	(3)	ウ			防災倉庫に保管する防災関係器具は本事業とは別に市が負担し備えるとの理解でよろしいでしょうか。また、備える防災関係器具の種類、数量を示したリストをご提示願います。	防災倉庫内の収納物は本事業の対象外とします。また、収納物等の想定については、募集要項公表時に示します。
103	設計業務に関する事項	46	第2	5	(4)	ウ			国庫交付金（社会資本整備総合交付金）申請補助業務に関し、想定される業務内容をお示しください。また、社会資本整備総合交付金以外に予定されている交付金も、あればお示し願います。	前段については、交付金の申請書類の作成支援、工事費積算資料作成支援、会計検査院の検査対応支援等を予定しています。後段については、その他の交付金の予定は、現時点ではありません。
104	別工事との調整	46	第2	5	(4)	エ	(1)		図書館情報館の情報システムの整備、保守管理等を行う企業の選定期間はいつ頃を想定されているのでしょうか。	現時点の想定では、平成28年夏ごろまでに業者選定を行い、開発期間を4カ月程度として、施設の引渡しを受けた平成29年1月以降にシステムを設置する予定です。
105	情報システム企業	46	第2	5	(4)	エ	(1)		情報システム企業はいつ頃選定される予定でしょうか。	No.104の回答を参照してください。
106	別工事との調整	46	第2	5	(4)	エ	(1)		建設工事期間中に市が個別に発注する工事で想定されているものはどのようなものでしょうか。	本施設敷地周辺の区画整理事業に伴う工事等が想定されます。
107	別工事との調整	46	第2	5	(4)	エ	(1)		図書館情報館の情報システム整備について、整備を予定されているシステム機器類を募集要項等の公表までにご教示いただけませんか？	市が実施する「図書館情報館システム及び一部備品等の設置業務」は、今後、具体的な検討を行う予定のものであり、また、別途調達される業務に関わるものであることから、募集要項等の公表時に詳細を公表することは想定していません。ただし、市が実施する業務の概要や官民の業務区分の考え方について、可能な範囲において、募集要項等の公表時に概略の提示、又は、補足説明を行うことを検討します。

■業務要求水準書(案)に関する質問

NO	タイトル	該当箇所							質問	回答
		頁	第●	●	(●)	カナ	(カナ)	英小		
108	計画に関する情報発信	46	第2	5	(4)	エ	(ウ)	『選定事業者は、本施設のホームページを開設計画期間を通じて、設計の内容等について適宜、情報を発信すること』とありますが、ホームページの開設は設計期間から建設期間を通じて、一連のホームページでよろしいでしょうか。また、維持管理期間中は不要との理解でよろしいでしょうか。	前段については、ご理解のとおりです。後段については、選定事業者の業務範囲ではありませんが、市としては、維持管理期間中も、ホームページ等を通じて本施設の情報を発信していく予定です。具体的な発信情報や発信方法等については、(仮称)中心市街地拠点運営協議会において協議したいと考えています。	
109	設計変更について	47	第2	5	(4)	オ	(エ)	ここで言われる「施設利用者」とは市の職員のことでしょうか。	施設勤務者(市職員等)及び施設利用者(一般市民)です。	
110	業務期間	48	第2	6	(3)	ア		「既存施設の解体・撤去は平成26年12月から可能」とありますが、既存施設とは、別紙4解体範囲図記載のものと理解してよろしいでしょうか？また、当該解体・撤去は、トイレの上屋及び倉庫以外は、PFI事業者の業務範囲と理解してよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。	
111	基本的な考え方	48	第2	6	(4)	ア		土壌汚染対策や埋蔵文化財調査発掘等で提案時点で想定できない関係諸官庁と協議に起因する業務の遅延は除くとの理解でよろしいでしょうか。	選定事業者は事業着手後に必要な調査等を行い、不確定リスクを最小化するよう努めるべきと考えられますが、その上で予測不可能な事象が生じた場合の関係諸官庁との協議等に起因する場合はご指摘の通りです。	
112	建設工事	50	第2	6	(3)	エ	(ア)	騒音、振動、悪臭等において「影響を与えた場合は事業者の責任において処理すること」とありますが、実施方針別紙2のリスク分担保より第三者への損害について、善管注意義務を満たしているにもかかわらず通常避けることができない部分についての費用は、貴市にてご負担いただけたとの理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。	
113	工事を伴う家具・備品等の整備及び関連業務	50	第2	6	(3)	エ	(イ)	家具・備品等の一部をリース調達することは可能でしょうか？	不可とします。	

## ■業務要求水準書(案)に関する質問

NO	タイトル	該当箇所							質問	回答
		頁	第●	●	(●)	カナ	(カナ)	英小		
114	建設期間中業務（マニフェスト）	50	第2	6	(4)	エ	(ウ)	k	マニフェスト（A, B 2, D, E票）の内容をご教示ください。	マニフェストとは廃棄物処理法に基づく産業廃棄物管理票を指します。環境省や関連団体等のウェブサイト等で確認可能です。
115	完成後業務	51	第2	6	(4)	ア		c	完成図書の提出体裁や部数について、提案時における条件をご提示ください。	募集要項等の公表時に示します。
116	施設の維持管理に関する要求水準	54	第3	1					別紙9家具・備品リスト記載の備品の保守管理及び修繕は、PFI事業者の業務対象にはならないと理解してよろしいでしょうか？（運営される貴市が保守管理及び修繕をされると理解してよろしいでしょうか？）	ご理解のとおりです。
117	施設の維持管理に関する要求水準 水光熱費等	54	第3	1					公共施設（自由提案施設を除く）に係る水光熱費や通信費は、市様が別途契約の上、負担されるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
118	施設の維持管理に関する要求水準 用語の定義	54	第3	1			(2)		用語の定義においては、「保守」と「修繕」が分かれておりますが、「3 業務の要求水準」の（1）建築物保守管理業務、（2）建築設備保守管理業務、（3）外構施設保守管理業務において「修繕」という用語が使用されております。当該業務においては「修繕」ではなく「保守」との理解でよろしいでしょうか。そうではなく当該業務において「修繕」という用語を残す場合は、（4）修繕業務との違いをご教示願います。	ご理解のとおりです。該当箇所を修正します。
119	維持管理業務総括責任者及び業務責任者	55	第3	1	(4)	ア			ある業務の業務責任者は、他の業務の業務責任者を兼務することは可能と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
120	維持管理業務総括責任者及び業務責任者	55	第3	1	(4)	ア			維持管理業務総括責任者は、施設に常勤しなくともよいとの理解でよろしいでしょうか。	維持管理業務総括責任者は、施設に常勤する必要はありません。

■業務要求水準書(案)に関する質問

NO	タイトル	該当箇所							質問	回答
		頁	第●	●	(●)	カナ	(カナ)	英小		
121	維持管理業務総括責任者及び業務責任者	55	第3	1	(4)	ア			業務責任者は、施設に常勤しなくともよいとの理解でよろしいでしょうか。	業務責任者は、施設に常勤する必要はありません。
122	維持管理業務総括責任者及び業務責任者	55	第3	1	(4)	ア			維持管理業務総括責任者は現地に常駐する必要はないとのことでよろしいでしょうか。	No.120の回答を参照してください。
123	人員配置	55	第3	1	(4)	アイ			アに、維持管理業務総括責任者及び各業務責任者を配置すること、またイに業務担当者を配置すること、とありますが法令遵守を前提に、それぞれ常駐か非常駐かは提案によるものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
124	業務担当者	55	第3	1	(4)	イ			防火管理者の資格者の配置を求められていますが、公共施設の防火管理者は市から選任されると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
125	施設の休館日及び開館時間	58	第3	2	(2)				交流・多目的スペースについて、毎月1日の定期休館日とありますが、毎週1日の図書情報館の定期休館日や月1回の館内整理日と同一の曜日となるのでしょうか。	現時点において、休館日の詳細は未定です。
126	施設の休館日及び開館時間	58	第3	2	(2)				交流・多目的スペースの休館日や開館時間について、指定管理者の意向によって開館時間の延長や休館日の減少は考えられるのでしょうか。その場合でも施設の点検・整備のために必要な休館日の設定はお願いできるかと考えてよろしいでしょうか。	前段については、未定です。 後段については、原則として、休館日は市が定めます。なお、ご質問の対応については、選定事業者の決定後、必要に応じて協議します。
127	公共施設の休館日及び開館時間	58	第3	2	(2)				公共施設の休館日及び開館時間は「(予定)」と記載されておりますが、変更の予定はございますでしょうか。また事業開始後に当該予定が変更された場合、主として維持管理の人員費に影響すると考えられますが、変更に伴うサービス対価についても、市が負担頂けるものと考えてよろしいでしょうか。	前段については、現時点では記載のとおりを想定していますが、今後の検討等によって変更する可能性はあります。 後段については、市の都合により休館日及び開館時間を変更した際に、サービス購入料の増加が合理的に認められる場合は、市が増加分を負担します。

■業務要求水準書(案)に関する質問

NO	タイトル	該当箇所							質問	回答
		頁	第●	●	(●)	カ	(カ)	英小		
128	施設の維持管理に関する要求水準 業務の要求水準 (指定管理者の運営業務)	58	第3	3					第3 施設の維持管理に関する要求水準における、 3 業務の要求水準において、 (修繕業務) (植栽管理業務) の項目のみに「指定管理者の運営上の責めに帰すべき事由による破損等については、原則として市が補修費用等を負担する。」と指定管理者に言及しておりますが、その他の業務の業務対象範囲においても指定管理者の運営業務対象範囲が含まれていると思われまます。そのため、その他の業務におも「指定管理者の運営上の責めに帰すべき事由により選定事業者が実施した業務等については、原則として市がその費用等を負担する。」との理解でよろしいでしょうか。また、指定管理者の運営業務の具体的内容をご教示願います。	前段については、ご意見を踏まえ、指定管理者の運営上の責めに帰すべき事由による破損等、第三者による破損等に関する対応について検討します。 後段については、現時点では、交流・多目的スペース及び広場・公園の運営業務として、貸館、場所貸し等の利用受付、窓口対応、イベント等自主事業、光熱水費の負担等が想定されますが、詳細については今後検討する予定です。
129	建築設備保守管理業務	59	第3	3	(2)				市が設置するLAN(wi-fi)等は事業者は無償使用させて頂けるものと考えてよろしいでしょうか。	市が設置するLAN(wi-fi)等を選定事業者が使用することはできません。選定事業者側が自ら契約する等対応してください。
130	業務内容	60	第3	3	(4)	ア			「規模の大小を問わず、すべての修繕・更新をいう。」とありますが、いわゆる大規模修繕(建物の一側面、連続する一面全体又は全面に対して行う修繕をいい、設備に関しては、機器、配管、配線の全面的な更新を行う修繕)も含まれますでしょうか？	修繕業務を規模の大小で区分することは想定していません。
131	修繕業務	60	第3	3	(4)	ア			修繕、更新は、規模の大小を問わず、すべての修繕・更新をいう。とありますが、大規模修繕を含めた修繕は応募者の提案によるという理解でよろしかったでしょうか。	ご理解のとおりです。
132	業務内容	60	第3	3	(4)	ア			30年間の長期修繕計画を策定いたしますが、事業期間終了後の修繕、更新については、業務範囲外(貴市のご負担にて行われる)との理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。 なお、事業期間中の維持管理業務の実施結果等を踏まえ、事業期間終了後15年間の長期修繕計画を再度立案してください。



■業務要求水準書(案)に関する質問

NO	タイトル	該当箇所							質問	回答
		頁	第●	●	(●)	カナ	(カナ)	英小		
133	業務の対象範囲	61	第3	3	(4)	イ			選定事業者が善良な管理者としての注意義務を果たしていないと判断する場合には、どのような事例を想定されているのでしょうか。	個別の事象に基づき、都度、判断する予定です。
134	修繕業務	61	第3	3	(4)	イ			「第三者による破損等については、原則として選定事業者の範囲とするが、選定事業者が善良な管理者としての注意義務を果たしていると市が判断した場合、又は犯罪行為や悪意のある意図的な行為等明らかに選定事業者の費用負担によることが適切ではないと市が判断した場合は、市と選定事業者で協議を行った上で、対応方法を定めるものとする」とありますが、選定事業者が善良な管理者としての注意義務を果たしている場合、第三者による破損等は、市又は選定事業者のいずれの責めにも帰すことのできない人為的な現象であり、実施方針 別紙2 リスク分担表(案)における不可抗力に該当するとの理解でよろしいでしょうか。	不可抗力には該当しません。
135	修繕業務	61	第3	3	(4)	ウ	(イ)		修繕業務は修繕業務計画書に基づき修繕更新を実施するとありますが、修繕更新業務のサービス対価の支払いは事業者が実施した修繕更新業務に基づいた出来高払いと考えてよろしいでしょうか。平準化による支払いよりも費用効率が良いと考えます。	ご意見として承ります。サービス購入料の算定方法等の詳細は、募集要項等の公表時に示します。
136	修繕業務	61	第3	3	(4)	ウ	(イ)		施設内外のレイアウト変更に伴う館内外の案内表示(サイン)の変更は、市の負担と考えてよいでしょうか。	ご理解のとおりです。
137	清掃業務	62	第3	3	(6)	ア			市が主催するイベント等がある場合、臨時で生じる清掃業務及びゴミ処理費等は市の負担と考えてよろしいでしょうか。	イベントで発生するごみ等はイベント主催者が処理するものとする予定です。

■業務要求水準書(案)に関する質問

NO	タイトル	該当箇所							質問	回答
		頁	第●	●	(●)	カ+	(カ+)	英小		
138	清掃業務	62	第3	3	(6)	ア	(I)		廃棄物（産業廃棄物および一般廃棄物）の処理とは代行処理のことで処理費は市の負担と考えてよろしいでしょうか。	選定事業者の業務範囲は、ごみの収集、ごみ置き場への整理、一時保管までとし、搬出・処分は市が行うこととします。
139	ごみ処理業務	62	第3	3	(6)	ア	(I)		適切な方法により排出・処分とありますが、産業廃棄物は対象外と考えてよろしいでしょうか。対象の場合、法律上も選定事業者に産業廃棄物の搬出・運搬を発注することに問題がないと解釈されているということでしょうか。	No.138の回答を参照してください。
140	ごみ処理業務	62	第3	3	(6)	ア	(I)		ごみの排出量は直接運営を行わない事業者でコントロールすることが困難であるため、本施設外への搬出・処分に要する費用は、市（指定管理者を含む）の負担として頂けないでしょうか。	No.138の回答を参照してください。
141	ごみ処理業務	62	第3	3	(6)	ア	(I)		イベント等の主催者が排出するごみは、事業の対象外であると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。イベント等で発生するゴミは、原則として主催者の責任で処理することを想定しています。
142	ごみ処理業務	62	第3	3	(6)	ア	(I)		本施設で発生するごみの搬出・処分費用がPFI事業に含まれる場合には、図書館や旅券証明書等の窓口などで発生するごみの想定が困難であるため、想定されるごみの量及び種類を開示していただくか、搬出・処分を業務から除外することは可能でしょうか。	No.138の回答を参照してください。
143	ごみ処理業務	62	第3	3	(6)	ア	(I)		PFI事業者で行うのはごみの収集と整理、保管であり、ごみの搬出・処分に要する費用は、図書館情報館、交流・多目的スペース、広場、公園については市もしくは指定管理者の負担との理解でよろしいでしょうか。	No.138の回答を参照してください。
144	業務の対象範囲	62	第3	3	(6)	イ			大規模なイベント後の清掃は、主催者が行うと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

■業務要求水準書(案)に関する質問

NO	タイトル	該当箇所							質問	回答
		頁	第●	●	(●)	カナ	(カナ)	英小		
145	業務の対象範囲	62	第3	3	(6)	イ			第三者による汚損で、選定事業者が善良なる管理者としての注意義務を果たしている場合で、犯罪行為や悪意のある意図的な行為等明らかに選定事業者の費用負担とすることが適切でない場合は、市と選定事業者で対応方法を協議できると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
146	屑入れ・茶殻入れ等の清掃	63	第3	3	(6)	ウ	(1)	a	別紙9 家具・備品リストに記載のものを除き、屑入れ・茶殻入れ等が必要な場合、市で用意されると理解してよろしいでしょうか。	No. 95の回答を参照してください。
147	植栽管理業務（業務の対象範囲）	64	第3	3	(7)	イ			公園や広場の植栽について「第三者による破損等については原則として選定事業者の範囲」を削除していただけないでしょうか。公園、広場に関してはその特性、用途により悪意、意図に関係なく破損する可能性が非常に高いため過度な業務内容かと思われます。	ご意見として承ります。
148	植栽管理業務	64	第3	3	(7)	イ			「第三者による破損等については、原則として選定事業者の範囲とするが、選定事業者が善良な管理者としての注意義務を果たしていると市が判断した場合、又は犯罪行為や悪意のある意図的な行為等明らかに選定事業者の費用負担によることが適切ではないと市が判断した場合は、市と選定事業者で協議を行った上で、対応方法を定めるものとする」とありますが、選定事業者が善良な管理者としての注意義務を果たしている場合、第三者による破損等は、市又は選定事業者のいずれの責めにも帰すことのできない人為的な現象であり、実施方針 別紙2 リスク分担表(案)における不可抗力に該当するとの理解でよろしいでしょうか。	不可抗力には該当しません。
149	警備業務（要求水準）	65	第3	3	(8)	ウ			「有人警備とすることも可」とありますが、施設開館時間帯の事であり、閉館時間は機械警備により行うとの理解でよろしいでしょうか。	閉館時間も含めて「有人警備とすることも可」です。

## ■業務要求水準書(案)に関する質問

NO	タイトル	該当箇所							質問	回答
		頁	第●	●	(●)	カ	(カ)	英小		
150	警備業務	65	第3	3	(8)				警備業務は、維持管理企業から警備会社に委託して行っても構わないと考えてよろしいでしょうか？	維持管理企業が、SPCから受託した維持管理業務の一部を再委託することは可能です。
151	要求水準	65	第3	3	(8)	ウ			深夜、早朝等に建物外周を2回以上巡回・パトロールを行う者は、いわゆる制服警備員でなければならないのでしょうか。	警備業法に基づいた対応としてください。
152	要求水準	65	第3	3	(8)	ウ		e	開館直前、開館時間中、閉館直後に施設内を巡回する者は、必ずしも制服警備員でなくてもよろしいでしょうか。	No.151の回答を参照してください。
153	警備業務（要求水準）	65	第3	3	(8)	ウ		e	深夜、早朝以外に、警備員により開館直前、開館時間中、閉館直後に巡回警備する必要があるとのことでしょうか。	建物外周の巡回・パトロールについては、閉館後から開館直前までの間に、適度な間隔を設けて実施してください。
154	駐輪場管理業務	66	第3	3	(9)				駐輪場の料金設定の考え方についてご教授ください。	駐輪場は、情報拠点施設及び広場・公園利用者による利用（無料）を主に想定しています。
155	要求水準	66	第3	3	(9)	ウ			長期の不法駐輪車両等を処分する必要がある場合は、市の負担と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
156	駐輪場管理業務（要求水準）	66	第3	3	(9)	ウ			「無断駐輪等の不適正な駐車車両を発見した場合」の対応とは注意喚起等のことであり、撤去、移動、保管のような直接的な対応ではないとのことでしょうか。	ご理解のとおりです。
157	第4 総合連携支援業務	67	第4						本業務についてPFI事業者が提供するサービスのサービス購入料等の考え方についてご教示願います。また、サービスを提供する人件費等についてSPC管理費等の項目で計上することは可能でしょうか。	サービス購入料の算定方法等の詳細は、募集要項等の公表時に示します。
158	業務の目的	67	第4	1					…本事業での関係主体間での連携・協働のあり方に関する意見交換や…調整等を行っていく予定である。とありますが、打合せ及び調整等の頻度は月に何回ぐらい開催されるのでしょうか。	現時点では、最低月1回、1時間程度の定例会の開催を想定していますが、必要に応じて臨時会議を開催することも想定されます。

■業務要求水準書(案)に関する質問

NO	タイトル	該当箇所							質問	回答
		頁	第●	●	(●)	加	(加)	英小		
159	業務の目的	67	第4	1					(仮称) 中心市街地拠点運営協議会の開催頻度の想定をご教示頂けますでしょうか。	No. 158の回答を参照してください。
160	業務の目的	67	第4	1					総合連携支援業務は、モニタリングの対象及びペナルティの対象にはならないと理解してよろしいでしょうか？	業務実施状況の確認対象とはしますが、減額等ペナルティの対象にはしない予定です。モニタリング方法等の詳細は、募集要項等の公表時に示します。
161	業務の目的	67	第4	1					協議会事務局は本施設に置かれる予定でしょうか。事務局では常駐対応を想定されていますでしょうか。	選定事業者が事務局となって協議会の支援を行います。総合連携支援業務の業務実施体制、実施方法等については、選定事業者の提案によります。
162	総合連携支援業務に関する事項	67	第4	1					市が選定事業者とは別に指定する指定管理者とは、どのような業務を想定されているのでしょうか？	現時点では、交流・多目的スペース及び広場・公園の運営業務として、貸館、場所貸し等の利用受付、窓口対応、イベント等自主事業、光熱水費の負担等が想定されますが、詳細については今後検討する予定です。
163	総合連携支援業務	67	第4	1					施設の維持管理・運営段階における総合連携支援業務の実施者は、維持管理業務総括責任者が兼務することは可能でしょうか。	可能です。
164	総合連携支援業務	67	第4	1					市が指定する指定管理者の業務内容や業務水準は、PFI事業者では管理できないため、提案時に想定した総合連携支援業務の範囲を超える業務が発生することが懸念されます。このような事態が発生した場合、役務および支払い対価の見直しを市は認めることができる旨を要求水準等でお示しいただけますでしょうか。	ご意見として承ります。
165	総合連携支援業務に関する事項	67	第4	1					(仮称) 中心市街地拠点運営協議会の運営に関して、交流・多目的スペース及び広場・公園の運営を行う指定管理者に求める内容をご提示下さい。	(仮称) 中心市街地拠点運営協議会への参加を求める予定ですが、その他の内容については、今後、詳細を検討する予定です。

■業務要求水準書(案)に関する質問

NO	タイトル	該当箇所							質問	回答
		頁	第●	●	(●)	か	(か)	英小		
166	業務の内容及び留意事項	67	第4	2					総合連携支援業務は、施設整備段階と維持管理段階では、業務内容が異なります。従って、施設整備段階と維持管理段階で、当該業務をSPCから受託する企業が異なっても構わないと理解してよろしいでしょうか？	総合連携支援業務の業務実施体制、実施方法等については、選定事業者の提案によります。
167	運営協議会の運営支援	67	第4	2	(1)				事務局として、市の業務を支援するとありますが事務局の具体的な業務内容をご教示願います。	現時点では、業務要求水準書(案)に示す庶務（会議開催の調整、会議の司会・進行、会議録の作成等）程度を想定しています。
168	運営協議会の運営支援	67	第4	2	(1)				運営協議会の運営主体は貴市であり、PFI事業者はあくまでも支援するものであり、自らイベントの企画立案を行う必要はないと理解してよろしいでしょうか？	業務要求水準として、PFI事業者自らがイベントの企画立案を行うことまでは要求していませんが、魅力ある施設を運営するにあたっての提案については期待しています。
169	総合支援連携業務に関する業務の内容及び留意事項 運営協議会の運営支援	67	第4	2	(1)				市が設置する予定である運営協議会は、どのくらいの頻度で何時間程度開催される予定ですか。参加メンバーについても教えていただけますか。	前段については、No.158の回答を参照してください。後段については、「業務の目的」に記載のとおり、市、PFI事業者、民間収益事業者、市が選定事業者とは別に指定する指定管理者を予定しています。
170	市との調整・連携	67	第4	2	(3)				「市職員との日常的な情報交換、意見交換等を行うこと」とありますが、機能を満たせば、必ずしも担当者が施設に常駐しなくても構わないと理解してよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
171	自由提案事業に関する事項	69	第5	1					自由提案事業に関しては、あらかじめ市に事業の内容を提案し、承諾を得た上で、自らが企画する自由提案事業を実施することができるとありますが、事業者選定の過程において、民間事業者がご提案する自由提案の内容の可否を事前に確認する機会は想定されていますでしょうか。	募集の公告後に自由提案施設の提案内容に関する可否判断の機会を設けることとします。手続きの詳細は募集要項において示します。
172	事業内容	69	第5	1					飲料等の自動販売機の設置は可能と考えてよろしいでしょうか。	可能です。

■業務要求水準書(案)に関する質問

NO	タイトル	該当箇所							質問	回答
		頁	第●	●	(●)	か	(か)	英小		
173	事業内容	69	第5	1					部屋としての設えを行わず、ワゴン等の簡易に移動できる備品を使用した物販などの場合、当該エリアの内装や空調などを選定事業者が負担する必要はないと考えてよろしいでしょうか。	募集の公告後に自由提案施設の提案内容に関する可否判断の機会を設けることとします。手続きの詳細は募集要項において示します。
174	事業内容	69	第5	1					具体的な取り組みの例として、物販施設運営事業と飲食施設運営事業等を想定されていますが、これらの事業以外の提案についても可能との認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。物販施設運営事業、飲食施設運営事業等はあくまでも例示であり、自由提案事業の具体的な内容は選定事業者の提案によります。
175	自由提案事業に関する事項	69	第5						自由提案事業は、それ自体が評価の対象となるのでしょうか？それとも、民間施設の施設内容や施設配置と共に、総合的に評価されるのでしょうか？	事業者選定基準の詳細は、募集要項等の公表時に示します。
176	自由提案事業に関する事項	69	第5						自由提案施設については、独立採算事業であることから事業期間中における社会情勢により必要に応じてテナントの入れ替えや廃止等を検討することになる可能性があります。いずれもPFI事業者の判断に委ねられるとの理解でよろしいでしょうか？	基本的にはご理解のとおりですが、テナントの入れ替え、廃止等を行う際には、あらかじめ市との協議が必要と考えます。
177	自由提案事業に関する事項	69	第5						自由提案事業について、15年を超える期間を前提として提案してもよろしいでしょうか？また、15年の事業期間終了後も、自由提案事業を継続してもよろしいでしょうか？	前段については、事業期間内を前提に提案してください。後段については、市の合意がある場合を除き、事業期間終了までに内装、什器備品等を撤去してください。
178	自由提案事業に関する事項 (事業内容)	69	第5	1					要求水準で定める情報拠点施設の延床面積とは、要求水準書案P 1 2に記載されている8,700㎡以上のことでしょうか。また、情報拠点施設の各諸室面積を確保していれば、自由提案施設の面積に上限はないとのことでしょうか。	前段については、p.12に示す8,700㎡以上で+5%の範囲内で整備することが可能です。後段については、行政財産の目的外使用許可において、許可できる面積の規定はありませんが、公の施設としての設置目的を実現する上で、行政財産の用途又は目的を妨げない限度において、使用許可することになります。

■業務要求水準書(案)に関する質問

NO	タイトル	該当箇所							質問	回答
		頁	第●	●	(●)	加	(加)	英小		
179	自由提案事業	69	第5	1					自由提案事業について万一事業期間中に撤退してしまう事態が生じた場合、違約金等のペナルティは発生しないとの事でよろしいでしょうか。また自由提案事業の終了により事業の終了には至らないという理解でよろしいでしょうか。当然に事業者として継続もしくは代替企業選定の努力を行うことが前提です。	前段については、自由提案事業の終了に伴う違約金の徴収等ペナルティは予定していません。後段については、自由提案事業の終了に至る事由等にもよりますが、自由提案事業の終了だけをもって本事業が終了することは想定していません。
180	自由提案事業	69	第5	1					自由提案事業についてあらかじめ市に承諾を得たうえで実施するとありますが、事業者は何時、市に事業の内容を提案し、市は何時事業者に承諾を与えるのでしょうか。	No.171の回答を参照してください。
181	自由提案事業に関する事項	69	第5	1					「自由提案施設の整備に係る費用負担は基本的に次によるものとするが、詳細は、選定事業者の提案内容を踏まえ、市と選定事業者（PFI事業者）との協議により定める。」とありますが、自由提案の事業内容等については、提案前に個別対話等で、協議して頂けるとの理解でよろしいでしょうか。理由といたしましては、提案後の協議となりますと、提案後に初めて市と事業者の考え方が明確になりますので、その考え方にギャップがあった場合は、自由提案事業の実施が難しく実現できない状況が発生する、可能性が残るためです。	No.171の回答を参照してください。
182	費用及び料金の設定	69	第5	3					“ただし、料金を徴収する場合は、費用を負担して実施すること。”とありますが、「費用」とは具体的にはどのような費用を指すのでしょうか。「1.事業内容」の[市負担（サービス購入料にて支払）]にて記載された費用についても選定事業者（PFI事業者）が負担する、ということでしょうか。	自由提案事業の実施にあたり、何らかの費用負担をした上でなければ、料金の徴収は認められません。



■業務要求水準書(案)に関する質問

NO	タイトル	該当箇所							質問	回答
		頁	第●	●	(●)	か	(か)	英小		
183	費用及び料金の設定	69	第5	3					「料金を徴収する場合は費用を負担して実施すること」とは、料金徴収業務の費用を事業者が負担するとの意味でよろしいでしょうか。	No.182の回答を参照してください。
184	費用及び料金の設定	69	第5	3					施設及び提案内容が公共性の高いサービスである場合や、料金の徴収を行わない場合には、費用の一部若しくは全部をサービス対価として頂く様な提案は可能でしょうか。	No.171の回答を参照してください。
185	行政財産の使用許可	70	第5	4					選定事業者が第三者と契約して自由提案事業を実施する事は可能でしょうか。その場合市が許可した行政財産の使用を第三者に転貸させることを許可していただけないでしょうか。	自由提案施設の実施条件に関する詳細を、募集要項等の公表時に示します。
186	行政財産の使用許可及び使用料	70	第5	4					募集公告時に公表される算定式によって、計画施設における使用料の想定が可能とこのことでよろしいでしょうか。想定が困難な場合は具体的な想定される金額も合わせてご提示いただくようお願いいたします。	No. 185の回答を参照してください。
187	使用許可及び使用料	70	第5	4					自由提案事業では、飲食、物販施設等も目的外使用に当たるという理解でよろしいでしょうか。(目的外に当たる具体的な利用方法をご教示ください)なお、提案の検討上、財産使用料についても募集公告時より前にご公表いただけますようお願いいたします。	前段については、ご理解のとおりです。後段については、No. 185の回答を参照してください。
188	行政財産の使用許可及び使用料	70	第5	4					「※具体的な財産使用料の算定式は、募集の公告時に公表する予定である」とありますが、事業の採算性を検証した上での参画の可否や建築計画及び事業計画を検討する上で必要となりますので、具体的な財産使用料の算定式または算定の考え方を「募集の公告時」を待たずにご提示ください。	No.185の回答を参照してください。

■業務要求水準書(案)に関する質問

NO	タイトル	該当箇所							質問	回答
		頁	第●	●	(●)	カ	(カ)	英小		
189	基本的事項	71	第6	1					PFI事業者は自らが民間収益事業者として事業を実施することは出来ないとの記載がありますが、PFI事業者としてのSPCが事業を実施出来ないとの事であり、SPCの構成員の会社が単独で民間収益事業を行うことは可とする解釈でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
190	民間収益事業 (提案を期待する施設)	71	第6	1					民間収益事業として、提案を期待する施設としては「商業施設」・「健康増進施設」・「生涯学習関連施設」とありますが、「PFI事業及び民間収益事業それぞれの継続性の確保、安定的な事業運営を図る観点」からすると全ての機能を集めることを優先するよりも、テナントが撤退することも想定し、事業の安定性を優先させた民間収益事業の提案も考えられますが、そうした提案は評価されますでしょうか。	事業者選定基準の詳細は、募集要項等の公表時に示します。
191	民間収益事業に関する事項	71	第6						本施設の設計者と民間収益施設の設計者の関係については特に制約はないと理解してよろしいでしょうか？	民間施設の設計者に関する資格要件等はありません。
192	基本的事項	72		2	(1)				提案施設を所有する企業が複数の企業の場合、提案施設用地を分割した上で、複数の企業がそれぞれ別個に市と土地賃貸借契約を締結して、それぞれの土地を借り受ける、ということで問題ないでしょうか。	市と土地賃貸借契約を締結する民間収益事業者は1者としてください。
193	民間収益事業提案施設の面積 限度	72	第6	2	(2)	ア			提案施設に関する面積上限はあるのでしょうか。	法令の範囲内であれば特に指定はありません。
194	提案施設	72	第6	2	(2)	ア			提案を期待する施設が3つ記載されておりますが、記載されている3つ以外の施設のみの提案も可能であり、評価も同等の評価をしていただけたらとの理解でよろしいでしょうか。	3つの期待する施設以外でも提案は可能ですが、評価の考え方については事業者選定基準で示します。

■業務要求水準書(案)に関する質問

NO	タイトル	該当箇所							質問	回答
		頁	第●	●	(●)	カナ	(カナ)	英小		
195	駐車場	72	第6	2	(2)	ウ			公共施設用として必要な駐車台数(200台)確保とありますが、公共が事業者に支払う利用料は固定でしょうか。また、固定の場合の月額使用料をご教示ください。	駐車場使用料は、利用状況に関わらず、200台分に係る使用料(定額)を毎年度支払うことを予定しています。駐車場使用料の支払方法等の詳細は、募集要項等の公表時に示します。
196	駐車場	72	第6	2	(2)	ウ			駐車場の利用に際し、公共施設用駐車場(200台)と提案施設用駐車場のエリアを分けなくても良いと理解してよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
197	駐車場	72	第6	2	(2)	ウ			公共施設用として必要な駐車台数(200台)は常に専用に開放し、民間施設用駐車台数は別途設けるお考えでしょうか？それとも、兼用が可能なのでしょうか？	民間用と公共用で区画を分けることはしませんので兼用は可能ですが、利用者の利便性を考慮して駐車台数、配置等を計画してください。
198	駐車場	73	第6	2	(2)	ウ			自動精算機は情報拠点施設内にも設置するとありますが、事前精算機(注1:下記参照)のことでしょうか。その計画の場合、事前精算機に必要な電源は、PFI事業側から引き込み、電気料金は市の負担ということでしょうか。また行政財産使用料の支払は不要と考えてよろしいでしょうか。注1)精算行為は必ずしも出口ゲート(出口精算機)とは限らず、駐車場内部の他の場所に設置されているケース(事前精算機)もあります。事前精算は出場までの間に時間がかかるため、再度追加料金が発生しないよう、精算後15分程度の出場猶予時間を設けていることが多いです。また、入口カメラでのナンバープレート認識により駐車券面に車番情報を書き込んでおき、事前精算後、出口装置に駐車券を挿入せずに出場できるシステムも実用化されています。	前段については、ご理解のとおりです。後段については、自動精算機については、情報拠点施設内への設置を必須とはせず、設置することも可能なものとして、業務要求水準を変更します。選定事業者の提案により、情報拠点施設内に自動精算機を設置する場合、本施設利用者の利便性の向上に資すると判断される際には、情報拠点施設内での電源の引き込みは可能とし、電気料金は市が負担します。また、行政財産の目的外使用料の支払は不要です。
199	供用開始日・営業時間	73	第6	3	(1)				「選定事業者の提案により、これより早く供用開始することができる」とありますが、民間施設を公共施設に先行して建設する場合、公共施設の敷地を無償で利用させていただけますでしょうか？	建設工事用(資材置場等)として利用するのであれば基本的には無償で貸し付ける予定ですが、利用目的によっては市と協議が必要です。

■業務要求水準書(案)に関する質問

NO	タイトル	該当箇所							質問	回答
		頁	第●	●	(●)	加	(加)	英小		
200	供用開始日・営業時間	73	第6	3	(1)				提案施設を公共施設よりも早期に供用開始し、駐車場も早期に供用開始する場合、公共施設供用開始までは、公共施設用駐車場200台分を利用して良いと理解してよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。なお、公共施設用駐車場(200台)使用料は、本施設の供用開始以降に支払う予定です。
201	供用開始日・営業時間	73	第6	3	(1)				「駐車場は24時間365日営業とする」とありますが、市は施設運営時間外にどのような駐車場運用を想定されているのでしょうか。近隣の市営駐車場の利用状況に関するデータをご提示ください。	前段については、特に想定している利用方法はありませぬ。選定事業者の提案によります。後段については、安城市の統計「8 運輸・通信」の「8-10市営駐車場利用状況(p.37)」を参照してください。
202	実施体制	73	第6	3	(2)				民間収益事業総括責任者の求められる技能とはどのようなものでしょうか。	提案する事業の実施経験、必要知識、市やPFI事業者との調整力を備えた人物を期待しています。
203	民間収益事業に関する事項	74	第6	1					万が一、PFI事業期間中において民間収益事業の土地賃貸借契約が解除となった場合においても、PFI事業契約自体の解除事由とはならないとの理解で宜しいでしょうか。	事業契約の解除のみをもって、自動的に民間収益事業に係る土地賃貸借契約を解除することは、原則として想定していません。契約解除に係る詳細は、募集要項等の公表時に示します。
204	財務状況報告	74	第6	3	(4)				・民間収益事業に関する財務状況報告書(貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書)については、「SPC②」を設立して民間収益事業を実施する場合には当該SPCの貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書という理解で宜しいでしょうか。 ・またSPCを設立しない場合には、民間収益事業に関する貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書の作成は困難ですので、これらに代えて、売上や料金収入、キャッシュフローの状況等に関する報告書を提出することでも差し支えないでしょうか。	前段については、ご理解のとおりです。後段については、SPC②を設立しない場合には、民間収益事業の経営状況が確認できる内容とし、具体的な報告内容について、選定事業者の提案スキームや内容を踏まえ、協議を行う予定です。

■業務要求水準書(案)に関する質問

NO	タイトル	該当箇所							質問	回答
		頁	第●	●	(●)	カ	(カ)	英小		
205	提案施設の維持管理・運営	74	第6	3	(5)	ア			事業期間終了後に提案施設を市に無償譲渡を行う提案は不可とのことでよろしいでしょうか。	提案施設の無償譲渡は不可としますが、市と民間収益事業者の協議により、土地賃貸借契約を新たに締結することは可能です。
206	駐車場の維持管理・運営	74	第6	3	(5)	イ			「・民間収益事業者は、駐車場利用者から利用料金を徴収することができ、その料金を収入とすることができる。 ・駐車場の利用料金は、基本的には選定事業者の提案によるが、本駐車場が公共用駐車場を含む駐車場であることや近隣に複数の市営駐車場があることを踏まえ、近隣に比して著しく高い水準とならないようにすること。 ・市は、駐車場利用者のうち、情報拠点施設を利用した者に対して、一定時間の利用料金を免除するサービス券を発行する予定である。」とありますが、公共施設用として確保する200台分の利用料金については、市が情報拠点施設利用者から一定時間の利用料金を免除することとは関係なく、選定事業者が提案した利用料金を、市から選定事業者に定期定額支払うとの理解でよろしいでしょうか。	本施設用駐車場の使用料は、本施設利用者が一定時間、無料で駐車場を使用できるようにするための費用として支払う料金と考えております。市が民間収益事業者に支払う料金は、本施設用駐車場(200台分)の使用料のみで、選定事業者の提案価格を基に、利用台数の増減に関わらず、定額を支払うことを想定しています。
207	駐車場の維持管理・運営	74	第6	3	(5)	イ			「一定時間の利用料金を免除するサービス券を発行する」とありますが、この免除分の利用料金は市から事業者に支払われるとのことでよろしいでしょうか。	No.206の回答を参照してください。
208	駐車場の維持管理・運営	74	第6	3	(5)	イ			駐車場の料金は、基本的には選定事業者の提案によるとありますが、事業期間中に変更することも可能と考えてよろしいでしょうか。また、単純な時間単価のみならず、1日利用や月極め等の料金体系も認められるのでしょうか。	前段については、事業期間中に駐車料金を変更することは可能です。 後段については、料金体系は選定事業者の提案によります。 前段、後段ともに、施設利用者の利便性が損なわれないような計画としてください。なお、実際の運用にあたっては、あらかじめ市と協議が必要と考えます。

■業務要求水準書(案)に関する質問

NO	タイトル	該当箇所							質問	回答
		頁	第●	●	(●)	カ	(カ)	英小		
209	駐車場の維持管理・運営等	74	第6	3	(5)	イ			駐車場運営において、施設従事者および近隣住民に対し、月極駐車場として提供することは可能でしょうか。	No.208の回答を参照してください。
210	駐車場の維持管理・運営	74	第6	3	(5)	イ			情報拠点施設を利用した者に対して、一定時間の利用料金を免除するとありますが、免除した利用料金の事業者への補てんはあるのでしょうか。補てんがない場合、民間施設利用者も図書館に立ち寄れば免除を受けられることになり、事業者が利用料金を受け取ることが相当困難になると思いますが、如何でしょうか。	本施設用駐車場の使用料は、本施設利用者が一定時間、無料で駐車場を使用できるようにするための費用として支払うものと考えており、民間収益事業者に対して、免除した利用料金分を追加で支払うことは考えていません。
211	駐車場の維持管理・運営	74	第6	3	(5)	イ			「一定時間の利用料金を免除するサービス券を発行する予定」とありますが、サービス部分の料金負担の考え方などを開示願います。	No.210の回答を参照してください。
212	駐車場の維持管理・運営	74	第6	3	(5)	イ			駐車場の利用料金については、近隣に比して著しく高い水準としてはならないとありますが、当該料金設定により、借地料も変わってきます。適正な駐車場の利用料金と地代設定等相反する点について、どのような評価方法を予定しているのでしょうか？	事業者選定基準の詳細は、募集要項等の公表時に示します。
213	駐車場の維持管理・運営	74	第6	3	(5)	イ			「情報拠点を利用した者」とは具体的に、どのように判断方法をご予定でしょうか。駐車場利用料金の設定に大きな影響を与える可能性があるため、具体的な方法がございましたらご提示いただけないでしょうか？	情報拠点施設内に駐車券の認証機器等を設置し、判断する予定です。
214	駐車場の維持管理・運営	74	第6	3	(5)	イ			サービス券を発行する際の、免除される金額については、貴市にて民間収益事業者にお支払いいただけたとの理解でよろしいでしょうか？	No.210の回答を参照してください。

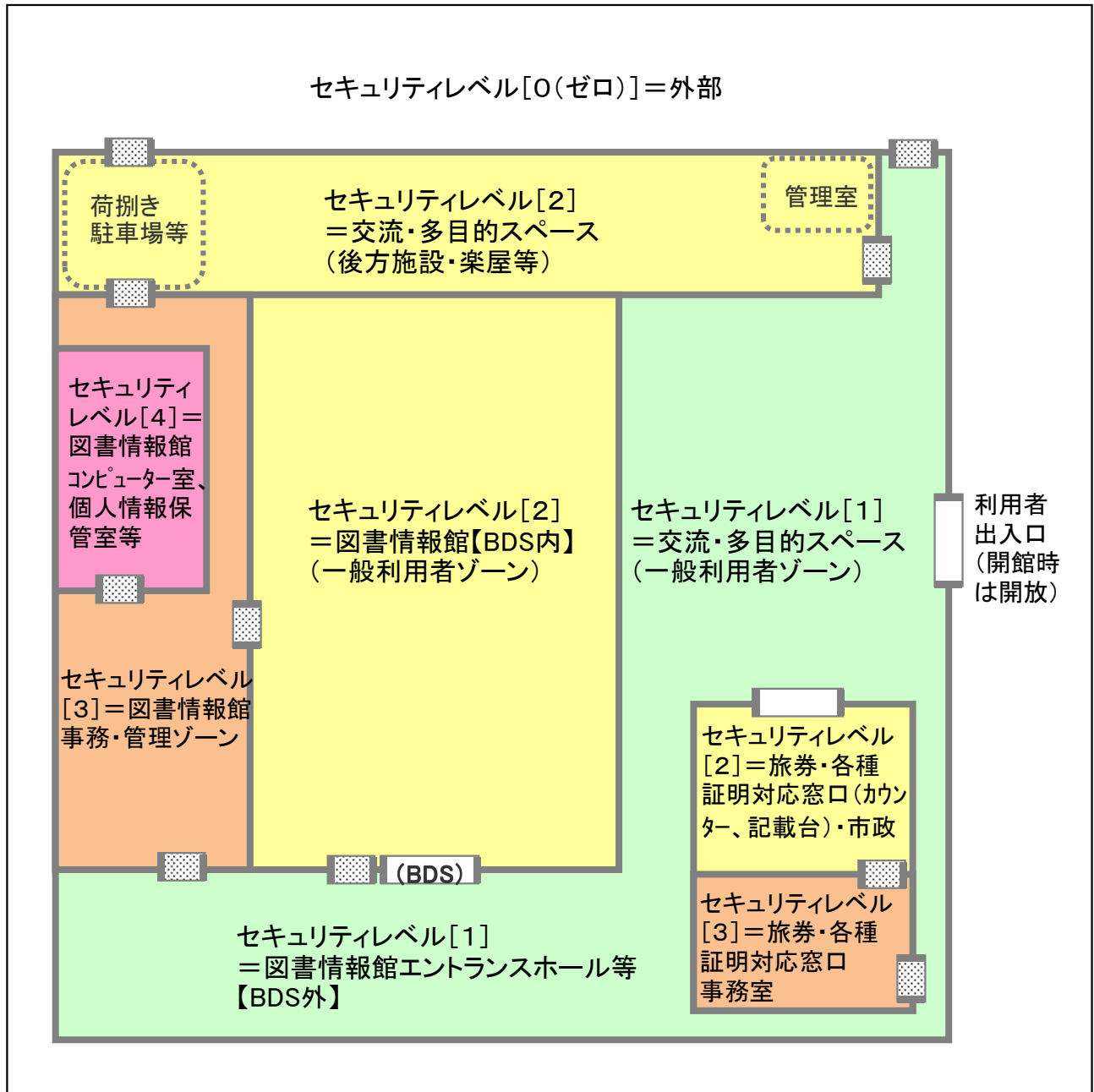
■業務要求水準書(案)に関する質問

NO	タイトル	該当箇所							質問	回答
		頁	第●	●	(●)	カ	(カナ)	英小		
215	駐車場の利用料金（サービス券の発行）	74	第6	3	(5)	イ			市が発行するサービス券の対価は、民間収益事業者に支払われるのでしょうか。	No.210の回答を参照してください。
216	民間収益事業に関する事項	74	第6	3	(5)	イ			市は駐車利用者の内、情報拠点施設を利用した者に対し、利用料金の免除を予定とありますが、免除金は市より支給と考えてよろしいのでしょうか？	No.210の回答を参照してください。
217	駐車場の維持管理・運営	74	第6	3	(5)	イ			情報拠点施設を利用した者の駐車台数が200台を超えた時、越えた台数分のサービス券を発行していただくと理解してよろしいでしょうか？	市が民間収益事業者に支払う料金は、本施設用駐車場（200台分）の使用料のみで、選定事業者の提案価格を基に、利用台数の増減に関わらず、定額を支払うことを想定しています。
218	駐車場の維持管理・運営	74	第6	3	(5)	イ			情報拠点利用者に料金減免のサービス券を発行予定、との記載がありますが、サービス券発行費用（消耗品、発行装置、発行作業）は市の負担と考えてよろしいでしょうか。	自動精算機を除く、市の施設に設置する駐車場に関する機器、消耗品等は市の負担となります。なお、サービス券の発行ではなく、認証機器により一定時間の無料サービスを提供する予定です。
219	駐車場の維持管理・運営等	74	第6	3	(5)	イ			「情報拠点施設を利用した者に対して、一定時間の利用料金を免除するサービス券を発行」とありますが、一定時間とはどの程度を想定しているかご教示下さい。また、サービス券の発行枚数が、駐車場事業の収益に大きく影響をあたえるため、現時点で想定している発行枚数についてもご教示下さい。	前段については、2時間を想定しています。後段については、市が民間収益事業者に支払う料金は、本施設用駐車場（200台分）の使用料のみで、選定事業者の提案価格を基に、利用台数の増減に関わらず、定額を支払うことを想定しています。No.210の回答も併せて参照してください。
220	駐車場の維持管理・運営等	74	第6	3	(5)	イ			貴市が発行するサービス券については、事前若しくは事後に提案金額にて民間収益事業者から買取って頂けるとの理解で宜しいでしょうか。	No.210、218の回答を参照してください。

■業務要求水準書(案)に関する質問

NO	タイトル	該当箇所							質問	回答
		頁	第●	●	(●)	カナ	(カナ)	英小		
221	駐車場の維持管理・運営等	74	第6	3	(5)	イ			「駐車場利用者のうち、情報拠点施設を利用した者に対して、一定時間の利用料金を免除するサービス券を発行する」とありますが、駐車場利用者において、本施設利用者と民間施設利用者を明確に区別する必要はあるでしょうか。仮に、両施設を利用した場合、貴市がサービス券を発行するとの認識でよろしいでしょうか。	本施設利用者は、情報拠点施設内に駐車券の認証機器等を設置して判断した上で、一定時間の無料サービスを提供する予定です。民間施設利用者の利用料金、割引サービス等の考え方は、選定事業者の提案によります。
222	代替事業者の確保	75	第6	3	(5)	エ			PFI事業者、民間収益事業者含めて代替事業者の確保を求められておりますが、状況によっては、代替企業の確保が難しいことも想定されます。確保できない場合、ペナルティが発生するのでしょうか。	代替事業者を確保できないことによるペナルティの付与は想定していませんが、詳細は、募集要項等の公表時に示します。
223	代替事業者の確保	75	第6	3	(5)	エ			土地賃貸借契約期間内に民間収益事業を終了する場合は、代替事業者を確保するように努めること。とありますが、代替事業者が見つからない場合の措置等をご教示願います。	No.222の回答を参照してください。
224	代替事業者の確保	75	第6	3	(5)	エ			代替事業者の確保ができずに事業が中断する期間が発生した場合でも、代替事業者の確保に努めている場合、PFI事業者にペナルティが課せられることはないと考えてよろしいでしょうか。	No.222の回答を参照してください。
225	代替事業者の確保	75	第6	3	(5)	エ			“代替事業者を確保するよう努めること。”とありますが、PFI事業者及び民間収益事業者に課せられる具体的な義務の詳細、違反時のペナルティ等については、どのように規定されるのでしょうか。	No.222の回答を参照してください。
226	活性化事業の実施（任意提案）	75	第6	3	(5)	オ			活性化事業については、民間収益事業者が当該活性化事業の参加者等から、料金収入や飲食・物販の売上収入等、何らかの収入を得るような事業としても差し支えないでしょうか。	基本的には民間収益事業者が収入を得る事業を実施することは可能ですが、情報拠点施設の一部スペースを利用する場合等においては、あらかじめ市との協議が必要と考えます。





- 凡例:
- 一般利用者出入口
  - 通用口(ICカード等によるセキュリティ管理)